

## 平成25年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月6日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成25年9月9日午前9時00分			議 長	岩 下 孝 嗣 君
	散 会	平成25年9月9日午後2時32分			副議長	渡 辺 一 夫 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	山 口 定 君	○	2	脇 山 奉 文 君	○
○ 出 席	3	池 田 道 夫 君	○	4	脇 山 伸 太 郎 君	○
× 欠 席	5	友 田 国 弘 君	○	6	渡 辺 一 夫 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	上 田 利 治 君	○	10	中 山 敏 夫 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	岩 下 孝 嗣 君	○
会議録署名議員	7 番	中 山 昭 和 君		6 番	渡 辺 一 夫 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	古 舘 秀 喜 君	
	管 理 統 括 監	小 野 茂 行 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	西 立 也 君	
	税 務 課 長	杉 谷 裕 子 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	池 田 則 子 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	前 川 公 望 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	青 木 敏 治		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成25年第3回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月9日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成25年第3回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
10番 中山敏夫君	1. 玄海町の国道、県道、町道、農道の整備について	町 長
	2. 小中一貫校について	町長・教育長
	3. 九州大学共同薬草研究事業について	町 長
	4. 次世代エネルギーパーク（あすぴあ）事業について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 町道長倉～藤平線改良工事について	町 長
	2. 玄海原発事故時緊急対策問題について	町 長
	3. 小、中学校統合問題について	教 育 長
4番 脇山伸太郎君	1. 墓地公園建設について	町 長
	2. 学校跡地利用について	町長・教育長
	3. 玄海町文芸大賞の創設について	町長・教育長

午前9時 開議

○議長（岩下孝嗣君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（岩下孝嗣君）

日程1．一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。10番中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

ただいま許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、玄海町の国道、県道、町道、農道の整備について。2番目に、小中一貫校について。3番目に、九州大学共同薬草研究事業について。4番目に、次世代エネルギーパーク（あすぴあ）事業について。

初めに、玄海町の国道、県道、町道、農道の整備についてお尋ねをいたします。

現在、国では安倍政権でのアベノミクスで景気は上昇しているようですが、今後のTPP問題や、来年4月からの消費税が5%から8%に上がることや、軽自動車税の引き上げは、日本の景気や国民に、また玄海町民にどのように影響が出るのか心配するところがございます。国連でのシリア情勢もどのように影響が出るのか懸念されます。海外向けの企業は、円安は歓迎でしょうが、一般国民では、輸入商品は値上げになり、原油の高騰、電気料の値上げと、生活に影響が出ています。玄海町でも、飼料や肥料、原油や電気の高騰で、漁業、農業、商工業、一般家庭にも大きな影響が出ております。TPPの国内の農産物の堅持ができない場合、今後、農業者の存続にも影響が出るのではないかと憂慮しております。

9月8日に2020年オリンピック招致が決定したことは、日本に大きな夢と希望と経済効果があると期待をしております。玄海町は、九州大学共同薬草研究の研究所の建設、次世代エネルギーパークの建設、西九州自動車道の改良工事、また小中一貫校の建設と、約100億円以上の予算が投入されるようですが、維持管理等が今後どのように玄海町の財政に影響が出るのか心配されます。今ある財源を有効に活用し、将来の玄海町のため、子供たちのために、町民がよかったと思える使い方が将来の子供たちが玄海町に残ってくれるようなまちづくりになると思いながら質問に入りたいと思います。

国道204号線の歩道設置と外灯について、現状と今後の計画について、どのようになっているのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、中山敏夫議員の御質問にお答えしたいと思います。

町内の国道につきましては、204号線が外津大橋の中間地点からエネルギーパーク前、今村、大藪、金の手、牟形を經由しまして唐津市肥前町の太田橋へと通っております。町内の延長につきましては、9,418メートルでございます。そのうち歩道設置延長は7,740メートルで、82%程度の設置率となっておりますところでございます。未設置区間としましては、外津大橋手前の西プラ寮前、玄海原子力発電所入り口から仮立交差点までの一部設置区間を除き、1,660メートルが未設置となっておりますところでございます。この未設置区間につきましては、外側線の外側に、通行に十分な幅がないために、過去に死亡事故も発生をし、歩行者の事故が懸念されておるところでございます。このような経緯から、国道204号整備促進期成会などを通じて、歩道設置を要望してきているところでございます。管轄の土木事務所としましては、歩道設置に当たり、測量設計業務の着手前での地権者の100%同意取得を大原則としておりますので、過去に関係地権者の方々に対しまして説明を差し上げ、御同意を求めた経緯もございますけれども、数名の方から同意を得ることができず、着手できないまま今日まで来ていることは議員御承知のとおりでございます。

道路の状況ですから、外灯についても御説明をしておきたいと思っております。

次に、外灯設置についてでございますけれども、国道204号の現況につきまして、道路管理者が良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図るために、交差点、屈曲部、カーブ区間、橋梁等に設置をする道路照明灯が18基ございます。また、防犯の目的で町が設置した防犯灯が90基ございます。外灯未設置の区間としましては、外津大橋から原子力発電所入り口までの区間、それと先ほど申し上げました発電所入り口から仮立交差点までの歩道未設置の区間、また浜野浦の棚田の物産販売所から石田陸橋の北端まで、さらに同陸橋の南端から石田、津賀根のパレア方面への分岐箇所までの区間ということになっております。これが現況でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

歩道設置については、今、町長がお話をされましたが、要望については、地権者の同意が100%が必要という話をされました。その中で、やはり未設置が1,660メートルあるということであれば、当然その距離間の中で全部の同意が必要なのか。例えば、区間的なものを考え

たときに、今村の信号から中通の信号までの区間とか、そういったことの話はできないものか。なぜこう話をするのかというと、中通では立ち退きも1件されている。立ち退きをされている中でも歩道の設置がされていないわけですが、その辺については、延長の区間を短くすれば地権者の同意がとられるんじゃないかと思いますが、その点については、町長、今お話をされた土木事務所は地権者の同意が100%が必要と言われましたが、その区間を切っていけば、できる範囲もあるんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、御指摘をいただいた部分については、確かにそういう部分は我々としては考えてみたいという気持ちは持っておりますが、現実問題としては、私が詳細に理解をしておりませんので、まちづくり課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

御質問にお答えしたいと思います。

御質問の内容につきましては、全部の同意がないとできないかということでございますけれども、そこまでの打ち合わせのほうをやっておりませんので、ここで即答できかねますので、申しわけございません。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

そうですか。歩道設置について、単純に今の町長の答弁を聞いた中では、そういうふう考えたわけですね。1,660メートルが未設置の中で、やはり区間的なものを考えていけば、できるんじゃないかなという答弁を考えて再質問したわけですが、まだわからないということでありました。しかし、きょうも私も家から来る前に、九州電力にかかる会社の車の台数というのは多いもので、家から駐車場に渡るまでに相当かかると、そういう状態であります。そういったことを考えた中で、仮立の今村交差点から九州電力のほうまでが非常に今歩道がないと。そういったことを考えていけば、やはり危ない、そういった中が私は一番重要なこ

の路線じゃないかなと思っているんです。

そういった中で、外灯についても町長は90基は町でされたと。また既存、ほかに外灯は18基あるという答弁をされましたが、この外灯についても、やはり歩道ができないと外灯も設置ができないのでしょうか。しかし、防犯灯であれば、町独自でもできると思いますが、その外灯については、国がするものか、町がするものか、その辺については、こういった外灯への対応をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

御質問にお答えいたします。

まず、道路照明灯ということで先ほど町長のほうから御答弁がありました。道路管理者が行うものとしては、先ほど町長のほうから御答弁がありましたように、橋梁面を照らす照明灯、それから、カーブで非常に事故歴が多いところとかいうようなところなどなど、限定されたところで道路管理者が行うというようになってくるわけでございまして、通常言われます歩道上の照明灯であるとかいう部分につきましては、これは道路管理者で行うというふうにはなっておりません。したがって、本町でもそうでありますが、県道加倉仮屋港線であったり、国道204号線の歩道上に防犯灯を設置してある、その分が先ほど国道については90基というようなことで御答弁されたところでございます。

今、議員お尋ねの歩道が設置していないところにも、歩道の設置がなければ防犯灯の設置はできないのかというお尋ねでございました。まさに先ほども言われました仮立交差点から中通の交差点までの間につきましては、これも私が過去に御質問を受け、御答弁を差し上げておりましたが、この区間につきましては、歩道の設置完了がなりましたならば、それと同時に検討をしていきたいということで、過去にも御答弁申し上げました。それ以外の歩道設置区間、先ほど申し上げます仮立交差点から仮屋、新田までの区間で未設置区間につきましては、現在、ウォーキングとかいうようなことで、歩行者の通行もある程度見込まれてきているのかなというところがございますので、今後、まちづくり課と所管であります住民福祉課との協議、検討によって、設置について検討をしていくというようなことで御理解いただければというふうに思います。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

今、答弁いただきましたが、カーブや事故等があったところには設置をするような話もありました。しかし、そういった中で私が思うのは、今の204号線に、町長が言われるように、町で防犯灯として90基を設置されているわけですね。普通一般的に考えると、国道であれば、国がするべきだと思うんですね。当然そういった中で、防犯灯でした場合は町であるのか、外灯であれば国道の管轄になるんじゃないかと思いますが、その辺について、町で国道の外灯をつけなくてはならないのか、国は何をしているのかなと私は思っているんですが、その点について、町長どういうふうなお考えなんでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員から御指摘をいただいた部分については、確かに私としても、国道については、やはり国が一定の支援をすべきではないかという気持ちを持っているのは事実でございます。ただ、先ほどからまちづくり課長、それから政策統括監も答えましたように、我々は、我々地元というか、地域として、しっかりと努力をしていかなければいけません。そういう意味では、土木事務所としっかりと連携をとりながら、クリアできるものについてはクリアをし、地権者からの同意取得の努力を重ねていくことは並行してやらせていただきたいというふうに考えております。当然、その準備ができますれば、防犯灯にしても、外灯にしても、順次ステップアップするわけでありますので、そういう意味では、両面にわたって今後も検討、努力をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

こうして町長に歩道設置と外灯ということで質問しているのは、やはり立ち退きがあって、中通の信号から九州電力までに50メートル近くは歩道が設置されているわけですね。その後ができないということで、どうなっているんだろうかなと、やはり地域からはそういった話が出るわけですよ。やはり今村信号からこちらのほうへは歩道が設置されて、ウォーキング、今、統括が言われたように、よくされております。そういったことを考えた中で、九州

電力のかかる事業者の車というのも相当なもので、当然、今村の信号から九州電力の区間を早く整備をするべきじゃないかなと思いつながらお尋ねしているわけですが、やはり町長も鋭意努力はされていると思いますけれども、どういった状態なのか、また見通しがどうなのか、はっきりしたことを教えていただけるときがあるのかなど。やはり今までずっと立ち退きを1件されている中で空白になっております、中通のところですね。しかし、その後そのまま、警察署の前のところは、以前は旧ふたば保育園の通りのところの歩道あたりをつくると。そういった行政の考えも一回聞いたことはあります。そういった中で、今、未設置になっているというのが、ぜひ町長に再度この点についてお伺いしたいのは、ぜひ土木事務所と県と話をされて、明確な数字、何年ごろにはとか、めど的なものができれば教えていただけるように、また当該の地域の区長さんあたりもそういった報告をしていただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

このことについては、中山敏夫議員もよく御存じだと思いますけれども、204号線の期成会ですとか、それから県の要望事項の中に、この歩道設置は、ここもう四、五年ずっと出させていただいているというのは、よく御存じだと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、県としては地権者の同意を必ずとってほしいという大前提を私どもに投げかけをしていただいているところでごさいます、私どももそれに応えながら努力はしていきたいというふうに思っておりますし、ただ、今、発電所から中通までの交差点という表現をしていただきました。これについては、通る車の量も確かに多うございます。そういった意味で事故も起きておりますし、これについては、私どもも強く実は要望しているわけですが、なかなか事が進んでいかないという現実的な問題もございます。ぜひそういった部分については、私ども知恵を出しながら、さらにスピード化を図りながら、歩道設置に向けて今後努力を続けていきたいというふうに思っております。ぜひ議会のほうでも、そのようなおつもりで地域の皆さんとお話をいただければありがたいと思いますし、私どもも区長会の折等々には、そういった報告はさせていただこうというふうに考えております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

国の管轄ではありますが、やはり途中までできて、できていない箇所が1,660メートルあるということですね。立ち退きをされていなければ、またそういった考えもありません。また、歩道も中間的に50メートル近くできているだけだと、そういった感じの中で、地域からお話が出るわけで、ぜひ町長が今言われるように、こういった事業への推進、また国への働きかけをされて、また私が先ほど話をしたように、区間を区切ってぜひやっていただければ、地権者の同意もできるんじゃないかと思っておりますので、その辺は努力をしていただいて、報告をしていただきたいと要望しておきます。

次に、町の取り組みとして、どのような対応をしているのかということで、今、町長が言われたような答弁になるんでしょう。そこで私が思うのは、今回、大雨で、国道で水があふれたという話を聞きました。まず、今回の台風では、204号線の浜野浦の大菌橋付近と、またもう1つは、津賀根のところが冠水をしたと聞いておりますが、町の対応として、この国道についてはどのような対応をしているのか、町長に再度お伺いしたいと思います。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中山昇洋君）**

御質問の大雨の折の状況等を御説明したいと思います。

津賀根の国道204号線が冠水したということで、これは8月30日の大雨でございますけれども、16時50分に、そこの前の住宅の方より、道路が冠水しているということで、電話で町のほうに通報がございました。それで、現場確認にすぐ行くことで手配をしておりましたけれども、その時期がちょうど雨が激しい時間帯でございましたので、現場確認に行くのが少しおくれまして、17時25分ぐらいに現場に到着するような事態でございました。それで確認したところ、山間部からと路面水で陥没が発生していたということを確認しております。それですぐ、国道管理は土木事務所でございますけれども、日ごろの道路管理を受注しております町内の業者のほうに連絡をいたしまして、道路排水の詰まりなどの確認をいたしたところでございます。それで、その当時の雨量としまして、16時から17時までが一番激しい雨でございまして、時間雨量としまして、58ミリの雨量を観測しております。それで、詰まり等の確認をしたんですけれども、すぐに冠水がおさまりませんで、最終的に収束したのは、19時前におさまったということで、当時の現場の状況でございます。

今後、こういった状況が発生したということで、今後の対策については、管轄の土木事務所の方と打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、津賀根のほうをまちづくり課長、お答えをしました。浜野浦地区のあの高架のところを多分おっしゃっておられるんだろーと思いますけれども、これについても、これは以前から実は冠水というか、水がたまる状況にございましたので、その修正については、土木事務所と相談をし、たまらない状況づくりは、土木事務所と取り合わせをして、一定の準備をさせていただいております。ただ、今、まちづくり課長が答えましたように、1時間に58ミリという雨が同時に降りますと、そういった準備も実は超えた段階をつくり上げてしまうということ、私ども想定になかったものですから、それについては十分に今後気をつけながら、再度、土木事務所と取り合わせをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

想定外のようなことが、今、連日起きています。日本でも竜巻ができたり、ゲリラ豪雨は日常茶飯事のように今できております。今回の私が国道、県道、町道、農道と聞いているのは、この流末についてお聞きしたいわけです。私としては、町長が今言われる津賀根の場所と浜野浦地区の水のあふれは、やはり九州電力、原子力を持っている町として、避難をする、そういったことを考えた場合に、一番の主要道路だと思います。そういったことを考えていけば、町長が50ミリも想定外のような話をされますが、今はもう想定外ではありません。そういったことを考えていけば、国道、県道、町道、そういったところの道路の整備はやっておかなくてはならないと、そういうふうに思っております。この津賀根についても、何十センチもたまっただという話も聞いておりますが、やはりそういったことがあれば、避難、また災害時に対する町としての対応もできなくなるというふうに考えて私は聞いているんですが、ぜひこの土木事務所と協議はしている中でも早急な対応が必要だと思いますが、その点については、町長にしては、再度お聞きしてこの国道については終わりたいと思いますが、ぜひ

水がたまらないような対策だけはすぐするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁いたしましたけれども、土木事務所とはそのようなことで、実は連携といいますか、協議をさせていただいております。ですから、正直申し上げて、冠水という状態以前の、水がたまるということ自体をやはり一つの課題として、十分にそれが修正できるような対応を土木事務所と協議をしてみたいと考えております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

玄海町に唯一の国道である204号線、この路線がいつでも、いかなるときでも使えるような状態にしていきたいと。ぜひ今町長言われるように、土木事務所とよく協議をされて、対応していただきたいと思います。

次に、玄海町の県道の整備状況についてお尋ねしますが、現在までの進捗状況と今後の計画について、町長にお伺いをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町内の県道につきましては、3路線ございます。唐津市枝去木の市町境からの金の手交差点までの加倉仮屋港線、唐津市鎮西町と小加倉の市町境から浅木場信号、有浦下、さらに玄海町役場前から長倉、轟木、大鳥を経て唐津市肥前町牧ノ地へと抜ける肥前呼子線、国道204号仮立交差点から浅木場信号、小加倉地内で肥前呼子線をまたいで小加倉から石原方面へ向けての市町境までの今村枝去木線でございます。

まず、加倉仮屋港線につきましては、町内路線総延長は4,610メートルで、新田の小方板金付近から元登記所跡付近までの区間、延長4,650メートルは、本年7月までに歩道を含め、現道拡幅部の改良が完了をいたしました。また、現在は、役場裏を通過するバイパス区間、延長319.1メートルの整備がなされております。このバイパス部につきましては、平成25年度末の完成を予定いたしてあります。

次に、肥前呼子線ですけれども、町内路線総延長は9,046メートルで、そのうちの有浦下、犬吠工区につきましては、先行して建設してありました立畑橋へ接続をし、今年度末の供用開始を目指して整備中でございます。

石田工務店付近の未整備区間につきましても、用地買収を今年度中に完了をして、来年度は本格的に工事を行う予定であるとのことでございます。

最後に、今村枝去木線ですが、町内路線総延長は3,328メートルです。この路線のうち、浅木場交差点から小加倉方面にかけて、約200メートル区間で視距改良工事が進められているところでございます。平成21年度から測量設計に入り、用地測量を経て、地権者との境界立ち会い確認作業が完了をしております。平成24年度には、用地買収を計画して進めていたとのことですが、設計内容を再度精査した結果、L型擁壁による床掘り幅が車道まで及び全面通行止めなどの通行規制、また水道管にも影響するという事で、移設についても検討する必要が出てきたため、工法検討を含めて、現在、修正設計作業をしているところであるとのことございました。今後の計画としましては、修正設計をまとめ、検討が済み次第、今年度中に用地買収契約を完成させ、来年度に工事着工する予定であるとのことでございます。

今、3路線、そのような状況でございます。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

町長が3路線を詳しく説明いただきました。1つお伺いしたいのは、まず肥前呼子線、長倉から轟木を通して延長がありますが、この区間については、県としてはどういうふうなお考えを持ってあるのか。どういった形になるでしょう。なぜなら、町長は長倉から唐津の藤平を通る路線、西九州自動車道アクセス道路という位置づけをされまして、そうしたときに、県道肥前呼子線になるのかどうなるのかなと私としては個人的に考えておりました。新しい県道になれば、県道名がつくのかどうかということもありますが、そういったことはどういうふうに進んでいるのかなと思います。

もう1点は、今村枝去木線でも、この水の問題がありました。浅木場の手前のところはいつも水がたまります。信号の手前ですね。今村のほうから行ったところに、いつも水がたまるんです。やはりそういったところを国道、県道、避難道路を有する道路の認定をされている中で水のたまる所、そういったところは土木事務所と早急に話をして解消をするべき

だと思いますが、その点について、町長の幅広いお考えでいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁をいたしましたけれども、やはり今御指摘をいただいたとおりに、土木事務所としっかりとした協議をすべきところかなというふうに考えております。そういった部分で、特にこの県道については、県との取り合わせが非常に大事になってまいります。肥前呼子線についても、今、まだ明確に私、答弁できませんけれども、藤平線の改良が済めば、そちらが県道に昇格するということになるだろうというふうに想像はしておりますけれども、現実はその路線名がどうなるかといったり、それから例えば、今の肥前呼子線をどのような形に変えていくのかというのは、今ここではちょっと即答できませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今村枝去木線の、さっき答弁を差し上げましたけれども、水たまりについては、十分にそれも土木事務所としっかりとした協議をした上で、これも先ほど答弁しました。水がたまるという状態が解消できるような努力を我々としては、県と相談をしながらやっていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長が今、肥前呼子線のお話をされました。長倉から轟木を抜ける道路が今後どうなるのかなと思いますが、ぜひ県道から町道に譲り受けになった場合でも、やはりある程度の県の助成が必要だと私は思っております。以前、204号線で町道に編入をされた場合には、いろいろな側溝整備や、そういったことをしていただいたことがあります。値賀中学校の前、仮屋工区のほうでもそういったことをされました。仮屋のところでは、一度町道に編入をされて、後で事業したこともあります。そういったことを考えれば、肥前呼子線の長倉から轟木線については、ぜひそういった県からの助成をいただきながらやっていただきたいと、それも要望しておきます。

また、今村枝去木線については、そういった水がたまるところがあるというところは、早

急な対応をまた望みたいと思っておりますので、今、町長言われるように、早急な土木事務所との協議をされて対応していただきたいと要望しておきます。

また、この次に、県道加倉仮屋港線の路線変更による商店街の影響と対策について、町としてはどのように考えを持ってあるのか、その点について町長にお伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県道の整備に伴う路線変更による諸浦商店街の影響と、その対策というお尋ねでございます。

まず、諸浦商店街の現状でございますけれども、このたびの路線変更に伴って、バイパス化となる区間の店舗数は16店舗ございまして、そのうちの9店舗が今回、影響があると思われる小売店でございます。町内には約50店舗の小売店がございまして、その約2割ということになります。

なお、区域内には9店舗の小売店があると申しましたが、そのうちの2店舗では、ほとんど営業がされておらず、また残りの店舗につきましても、経営者の高齢化ですとか、後継者不在となっているのが実態でございます。

そこで、路線変更によって、この区域に考えられる影響について商工会にお聞きをしたところ、商店街の情報を持たない人の来店は期待できないかもしれないけれども、目的を持った来客や常連客等についての影響は余りないだろうということでもございました。

また、商業関係者から、バイパス化によって区域内通行量の変化予測を出してもらいたいという御意見もあったとお聞きをいたしております。県道のバイパス化が計画されていた当時、玄海町商工会では、平成9年ごろから経営研究会や商業集積研究会を発足させて、商業集積により、地域住民の交流の場と商業活性化を図ることを目的として、商業集積施設ふれあいプラザの計画がされております。本町といたしましても、本施設が商業振興の拠点となるものとして、平成17年度策定の第4次玄海町総合計画にも掲げておりました。その後、商工会や商業関係者とも協議を重ねて御意見を聞いてまいりましたが、事業計画の内容や支援等において折り合いがつかせませんでしたので、事業がストップし、現在に至っております。

現在では、当時のメンバーも年齢や投資力の面から見ても、企業力が低下をいたしております。

ますし、消費者ニーズや購買環境等も変化をしておりますので、新たに取り組むとすれば、ゼロベースからのスタートとなって、計画を変更して改めて店舗投資に取り組むのは体力的にも非常に難しくなっているのかというふうに思われます。商工会の職員が、平成18年に当時のメンバーの代表者に今後の方針についてヒアリングをしましたところ、今から商業集積に再度取り組むのは精神的、資金的にも困難との回答が得られたとのことですが、本町といたしましても、今後の情勢を見据えながら、バイパス開通後は、再度商工会や地域振興会と協議をして、行政としても活用方法につきまして、今後の対策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

16店舗中9店舗に影響があるということで、そういった中で、商工業者も年に10件もやめられている状況下ということも以前一般質問をさせていただきました。町長が言われるように、平成9年に経営研究会をされ、また商業集積等の計画もされたということではありますが、そういった中で、今のままでは玄海町の商店街はどうなるのかなと思います。個人の努力、また体力、精神的なものがあるというようなお話も今されましたが、やはりこういった路線の変更に伴う店舗の影響がある、そういったことを考えていけば、やはり玄海町でも本当に商工業者に対する商店街の建設、商業集積の建設ですね。町長も商工会の会長もされた経緯がありますが、やはりこういったことをやらないと、商店街の店舗数は玄海町ではどんどん削減していくんじゃないでしょうか。Aコープも値賀のほうでは閉店になりました。そういったことを考えていけば、高齢者に対する商店街というのも必要ではないでしょうか。車で行ける若い人たちはいいですけども、高齢者に対する商店のつくり方、あり方もやはり考えていくべきだと思います。

この路線の変更に伴う商店街の影響とまちづくりについては再度町長に、商店街に対するまちづくりの一環として進めていくべきだと思っておりますが、町長、その辺について再度お伺いをして、この点について終わりたいと思います。

**○議長（岩下孝嗣君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

私も当時、今、議員御指摘をいただいたとおりに、商工会長をいたしておりまして、経営研究会や、それから商業集積研究会というものと一緒に参加をして、いろんな議論をさせていただいておりました。当時は役場に何度もその折衝に上がらせていただいたことも実はございます。ただ、そうは言いながらも、先ほどちょっと答弁しましたように、景気の動向、それからやはり企業力の低下というのは否めない部分がございます、そういった部分をクリアできるような商業集積地をきちんとした形で、私どもが商工会、もしくは地域振興会と一緒に、そういった設定ができるのが、今後の玄海町の商店集積地に関して言えば、一番理想かなというふうに思っております。

以前もここで答弁をさせていただきましたけれども、商業集積に関して言えば、玄海町の顔となるやはり商店の再興については、必ずや力を――支援をしながらつくり上げていかなければいけないというふうに私自身も思っておりますし、当然、町民の皆さんもそのようにお考えではないかなというふうに思っております。ただし、その方法としては、以前申し上げたような、平成9年当時、商業集積研究会で研究をしたような状況からは少し内容が変わってくるかもしれませんけれども、そういったものをですね、もう一度私ども、それから商工会、協議をしながら、新たな商店のまちおこしといいますか、そういう状況をつくり出せるように、産業振興課でしっかりと研究をさせながら、新しい玄海町の顔づくりを目指していきたいと考えておりますので、これは議員のほうでも、議会のほうでもしっかりと御支援をしていただきますように、これはお願いを申し上げて答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長も大変でしょうが、やはり商店街がなくなっているのは事実です。早く手を打たなくてはなりません。町長がなられて、商工会に対する、また漁業者に対する、農業者、1・2・3、こういったこともあります。そういったことになれば、やはり財源的、金融的なものもあると思いますが、そういった側面でも早く1・2・3あたりの金額を上げられて、そして商業集積ならぬ、または個人店舗の共同化等についても支援をしていただいて、やはり玄海町の商店街をなくさないような対応が必要だと思っております。いろいろな路線ができる中でも、こういったことが対応しなくてはならないようになると思っておりますが、町長として

はそういった対応をしていただきたいと望むばかりです。

次に行きたいので、次に町道についてお伺いをいたしますが、各地区からの改良要望と実施状況についてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

各地区からの改良要望と実施状況についてというお尋ねでございます。

まず、町道の現況について説明させていただきたいと思えます。ただ、申しわけありませんけれども、データにつきましては、平成24年3月31日現在のものであることをお断りしておきたいというふうに思います。最新の平成24年度実績によります修正作業は、現在行っているところでございます。

まず、1級町道としましては、5路線、延長1万827メートル、舗装率は100%、改良率が99.58%でございます。2級町道は、13路線、延長1万2,773.1メートル、舗装率はこれも100%、改良率が89.78%でございます。その他の町道は、154路線、延長11万415.2メートル、舗装率が99.72%、改良率が80.99%でございます。全体計としましては、172路線で、延長13万4,015.3メートル、舗装率99.77%、改良率83.33%となっております。これは私なりですけれども、以上の現況及び現状から判断をしてみますと、町内の幹線道路等の整備につきましては、一応完了になっているのかなというふうに考えておるところでございます。

さて、質問をいただいた町道の工事の実施状況については、要望書に地権者の同意書を添付して提出をしていただいております。現在も同じような形で要望をいただいているところでございます。

このことにつきましては、平成21年第2回定例会の折に、中山敏夫議員に一般質問をお受けし、お答えをしておりましたけれども、今後の町道整備の進め方においては、総合計画に上がっている路線の整備を進め、新たに要望が上がってくる路線に対しましては、整備の必要性、やり方等につきまして十分な検討を行って、例えば、路線全体の改良整備ではなく、局所的な改良、もしくは視距改良というように、部分的な整備を図っていくことで考えていきたいとお伝えをしておりましたし、財源的にも町単独費で事業を遂行していくには、やはり限界がございますので、可能な限り電源立地地域対策交付金を財源として整備を図ってい

きたいというふうを考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

1級が5路線、2級が13路線、その他が154路線ということでした。町長が今、町道のお話をされた中で、私としては、よくこの一般質問でも道路で地域のことを話をさせていただいておりますが、以前、話をしていた値賀小学校から村元までの交差点の改良工事は、平成19年に値賀校区の全区長さんが署名捺印をして要望しているわけですが、その辺についても、まだ工事がされた経緯はありません。また、ある区長さんからお聞きをしたんですが、要望をして10年近くたつけれども、まだできていないという話を私は聞きました。当然、町長が今言われるように、総合計画に基づいてする、また地域の要望があれば、部分的な視距改良やいろいろな対策をするというような話ですが、そういったことを地域の区長さんやそうした人たちに連絡をしないと、なぜできないのかというふうになると思うんですが、町長、今言われるように、総合計画を進めて、要望は部分的なものと言われますが、その値賀小学校から村元までの道路の計画や、10年以上たっても何も返事がないというような地域の区長さんたちが言われるのは、やはり行政から計画的なものの説明をするべきじゃないでしょうか。その点について、町長、この町道の要望と実施状況、それについて優先順位はどういうふうにして町長は決められているんでしょうか、その点についてお伺いします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

値賀小学校から村元商店までの整備計画ということでは、平成25年の第1回の予算委員会でも、中山敏夫議員からの質問に対して、当時のまちづくり課長でありました池田政策統括監からお答えもしておりますけれども、平成24年度から事業着手をいたしております。浜野浦～仮立線の給食センター付近から値賀中学校先の普恩寺換地区入り口までを2次計画として施行をいたしております。この計画の折にも説明しておりましたが、あっちもこっちもというわけにはいきませんので、これが完了したところで再度現状を検討させていただいて、先ほども申し上げましたように、全線的な整備にするのか、もしくは先ほど言いましたように局部改良にするのか検討させていただくように今現在は考えているところです。

それと、区長会ではそういった随時の報告というのは、区長会ごとに、本当に全部やっているかと言われると、細かいところまではやっていないと思いますが、大まかな報告はさせていただいているところでございます。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

町長が言われるように、区長さんあたりにも、やはり要望を出して、それがどうなっているかがわからないと言われるわけですね。今の話は有浦校区のほうなんですよ。また、値賀小学校から村元交差点までの改良工事については、やはり地域の人たちの話になれば、小中一貫を有浦につくれば、この道路はもうさっさとやないだろうかとか、そういった話まで出るんですよ。やはり19年に全区長さんたちが要望している中で、そういった説明をよくしてもらわないと、地域の人たちからそういった話が出てくるということなんですよ。ぜひこの実施状況等については、町長が区長会や、そういったところで説明をしながら、地域の理解を得るような行動をとっていただきたいと思います。

次に、町道の流末の側溝の現状と対策については、どのように町として対応をされているのか、お伺いをいたします。

**○議長（岩下孝嗣君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

町道の流末の側溝の現状と対策についてというお尋ねでございますので、まず、道路改良計画を進めていく上で、道路詳細設計においては、コンサルタント業者に測量及び設計を委託して、道路線形であったり縦横断計画であったり、さまざまな条件等を考慮して、構造物や水路等の規格寸法等を決定していただいているところでございます。

当然、道路排水施設についても、道路土工要綱に基づいて計画をしているわけですが、平成21年度から瞬間的な雨の強さを1時間当たりに換算した雨量値、いわゆる降雨強度が以前の毎時100ミリから毎時120ミリに改正されたことによって、以前より流下能力や排水機能の向上が図られております。これを踏まえて、流域面積や水の流れを把握して、流速、流量計算を行って、道路側溝規格等が決定をされていきます。これらの計画の中で、道路排水等についての流末処理については、もともとの排水先へ導くことが基本でありますので、

既存のますや側溝等に接続させておりますが、これより先の流末対策については、整備延長や範囲によっては多額な費用がかかってきますし、限られた予算の中で事業を進めていかなければなりませんので、現段階においては、極端な規格差がある場合を除いて、既存の流末水路へ接続させているのが現状でございます。

また、昨今の雨の降り方は、ゲリラ豪雨に代表されますように、予想をはるかに上回る雨量となって、町道の流末部において一時的に冠水等が発生しているのは否めません。こういった状況の中、今後の流末の排水対策につきましては、現地状況について十分な調査及び聞き取りを行って、財源的なこともありますけれども、流末に影響がないような対策を検討していかなければならない課題ではないかと考えております。先ほどから同じような答弁になっておりますけれども、そのように努力をしたいと考えているところでございます。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

今、町長が対策についてまでお話をされました。やはり町道も広くなり、それに道に降った雨が側溝を流れます。それは町長が今言われるように、コンサル等に設計を委託して、そのときの側溝は対応ができます。しかし、その後の流末につく側溝では、やはり既存の流末につなぐ中で、極端な話が、30センチの側溝から20センチの農道あたりにつないでであると。現実に今村地区でもそういったことでぬげがあったり、または改良工事を町長にもしていただいた経緯がありますが、今、町長が言われるように、中通地区ではハウスが水につかって大変だと。普恩寺～小加倉線の道路ができてから、ずっとそういうふうな対応をされていると、そういったお話を聞きました。ということは、町長が今言われるように、既存の側溝や、そういったところにつなげて、田んぼのぬげ、既存の施設園芸あたりにも影響があるということでは、やはり町長が言われるように、もう一度調査をされて対応していただきたいと思えます。今までずっと町の改良工事をされている中で、やはり実態的なものを把握していかないと、町長が言われるように財源にも限りがあるでしょう。しかし、そういった実態は地域からよくお話を聞かれて、もうゲリラ豪雨は日常茶飯事です。いつどういったことがあるかもわかりません。それに対応ばかりはできないと思えますけれども、普通の少量の雨でも流れる。そういう話だったんです。それだけ道の降った水が流れてきていますという話でした。ぜひ今のような町長言われるように、全区長さんあたりに聞かれて対応されたい

と、そういうふう要望しておきます。

次、農道の整備状況について、各地区からの要望と実施状況について町長にお伺いをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

農道の整備状況について、各地区からの要望と実施状況についてというお尋ねでございます。ただ、このことにつきましても、平成21年第2回定例会で一般質問をお受けして、お答えをした内容と重複します点については御容赦をいただきたいと思います。

まず、これまでの農道整備状況について説明をさせていただきたいと思います。町営事業としましては、昭和58年度から開始をし、平成24年度末現在までで整備路線数が413路線、整備延長13万4,774メートル、整備事業費4,187,382千円を投じてまいりました。現在といたしましては、平成18年度3月末に各地区から農道整備の要望を受けまして、平成20年度以降、残事業が35路線ありました。この分を整備の要件、受益者3名以上、営農受益地5ヘクタール以上、計画幅員4メートル以上に照らして、なおかつ緊急性、必要性の観点から、地元関係者と一緒に精査しましたところ、整備の要件に合致する要望箇所としまして、6路線に絞られました。うち5路線は平成24年度末までに完了をし、残り1路線となっておりますが、この路線につきましても、平成26年度完成予定で事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長言われるように、413路線ということでした。農道として台帳あたりもつくっておられると思いますが、やはりこの農道についても、上場開発での補助事業で町道に変更した路線もあります。そういったところはまだ町道にも変更されていないところがあるようですが、そういったところからの流末についても、既存の農道への側溝につないである。国道、県道、町道、農道についても、やはり流末の見直しは不可欠だと思います。当然それが影響が出ている以上、町としてもいろいろな対策は必要ではないでしょうか。やはりゲリラ豪雨に対応ばかりをするべきではないと私は思っておりますけれども、しかし、ある程度の雨量、道路

の改良、拡幅工事をした中で、影響があるようなところは、やはり見直しをするべきだと思っております。町長におかれては、全般的に国道、県道、町道、農道の流末については再度調査をして、どれだけの、どのくらいの雨量でもあふれて影響があるのか、そういったところを地域の区長さんあたりにも話をされて、町で調査をして、対応をしてはいかがかと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

このことにつきましても、以前、御質問の際にお答えをしておりますけれども、整備要件に合致するようなところにつきましては、整備の内容は検討させていただきますけれども、事業にのせて整備を図っていきたいというふうに考えております。要件を満足しないところにつきましては、まちづくり課においては、例えば、原材料支給費としての予算もございませし、産業振興課では、農地・水保全管理支払交付金という制度もございますので、有効に利用をしていただきたいというふうには考えております。

農道につきましては、関係者の道路でございますので、自分たちで愛着を持って管理をしていただくという形が理想ではないのかなというふうには考えてございます。その点についてはどうぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今後は、各地区の農道について、老朽化に伴う維持管理作業の頻度がますます増加して行くのではないかとということも懸念をいたしておりますけれども、これに対応するために、まちづくり課の原材料支給であったり、先ほど申し上げましたように、平成19年度から実施しております農地・水保全管理支払交付金に該当する地域協働による農地、農業用水、農村環境の保全活動での農道保全管理や農道舗装の補修、また、施設の長寿命化や水質、土壌の保全等の高度な保全活動での農道舗装の補修などを原材料の支給等を効率的に絡ませて、無駄な経費をかけずに、各地区の農道維持管理がスムーズにいくように、今、議員御指摘をいただいたとおり、検討、研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

ぜひ町長も現物支給ということでもおります。当然、区長さんあたりが地域の人た

ちの協力を得ながらされている状況ですが、ぜひそういったところもやはり地域の方々が地権者、そういった受益者あたりがするということに対する助成は非常に私はいいいことだと思います。安価でも済むことだと、そういうふうに思っております。しかし、先ほど話をしたように、町長、流末についてはよく考えていただきたいと。その影響はあると思いますので、ぜひそういったところも調査をして対応していただきたいと要望して、終わりたいと思います。

次に、小中一貫校についてお伺いいたします。

ここに上げておりますが、施設の利用とゲリラ豪雨対策については、まずどのようなお考え、対応されてあるのか、教育長にお伺いします。

**○議長（岩下孝嗣君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

中山敏夫議員から、施設の利用とゲリラ豪雨対策についてということで御質問いただきました。

施設の利用と言われるのは多分、既存の社会体育館、町民会館の利用であろうというふうに思います。それについてのお尋ねだろうと思いますけれども、この件につきましては、6月の定例議会の折に通告をいただいております。本会議におきましては、議員の質問の時間が足りなくて、御答弁申し上げることができませんでしたけれども、6月の定例会の最終日に、工事請負契約、今、建設が始まっております主体工事、それから設備工事の工事請負契約の議案審議の折に、議員から質問をいただきました。ですから、そのときにお答えした内容と重複しますけれども、簡単に申し上げたいと思いますが、町民会館、それから社会体育館の利用を行うケースといたしましては、今現在、各学校では行っておりますけれども、27年度以降は入学式、卒業式などの式典を町民会館で行いたいというふうに考えております。それから、文化祭につきましても、町民会館を使っていきたいなというふうに思っておりますし、学習発表会も、講演会、演劇、音楽観賞なんかも町民会館の文化ホールを使いたいというふうに思っております。

体育館につきましては、社会体育館につきましては、中学校で行いますクラスマッチとか、そういうのも学校の体育館、それから社会体育館を両方使っていきたいなというふうに思っております。それから、社会体育館には武道場がございますけれども、武道場につきましては

は、23年度から学校教育において武道が必修となりましたので、特に本町におきましては剣道を今選んでおりますけれども、その剣道につきましては武道場を使いたいというふうを考えております。

それから、町民会館には民俗資料館がございますので、今現在も小学生たちがバスを使って民俗資料館に来て学習をやっておりますけれども、この民俗資料館を使った学習も27年度以降、引き続き行っていきたいというふうに思っております。また、町民会館には畳の部屋がございますので、和室を使った花でございますとか、お茶でございますとか、そういう授業も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

これが今後の利用状況といえましょうか、目的でございますけれども、なお、ゲリラ豪雨対策につきましては、先ほど来、町長さんも道路等の整備の関係でおっしゃっておられますが、ひとえに町民会館だけの問題ではなくて、町全体の問題であろうというふうに考えておりますけれども、今現在も大雨とか、それから海水の満潮時にはよくといえましょうか、町民会館の周辺の道路でございますとか、そういうところが冠水をいたしております。教育委員会といたしましても、この冠水対策につきましては、町長部局とも十分に話し合いしながら、それから議会にも必要ならば予算をお願いしながら、この冠水対策については対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長、教育長が答弁いただきました。この施設の利用ということで、今回の小中一貫校の学校の施設になれば、当然、玄海町の避難所として利用をされるのかなと思います。当然、条例は必要ありません。そういった中で、総務課で指定をするだけだと聞いておりますが、そうなれば、町長にお伺いしますが、今回の小中一貫校は玄海町の避難所として設ける設定をする、そういったお考えがあるのでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

建設中の小中一貫校は、広さも十分でございます。そして、学校内に調理場もございます。

緊急の場合には避難所として十分役に立つのではないかとこのように考えております。一般災害時の避難場所ということで、現在も有浦中学校は指定をされておりますので、新校においても、一般災害の避難場所として指定していただけるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

指定をするということでお伺いしましたが、今回の小中一貫校では、給食センターも配置をする。職員台数は約50台を有するという答弁も以前いただいておりました。現在の駐車場台数は100台。体育館下が58台と、その下が42台という説明も私聞いておりますが、そういった中で、町のイベントがあるわけですが、町民体育大会、産業文化祭、花火大会での駐車場の確保ができるのかということがありますが、その点については、教育長にお伺いするわけですが、この学校開設以来、先生、職員台数が50台、駐車場台数が100台ぐらいしかない中で、いろいろなイベント時に学校が開校している中では、対応ができるのかなと思っているわけですが、その点について、教育長どうこのようにお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

27年度以降の学校運営時の駐車場の確保についての御質問いただきました。

町内において、さまざまなイベントがございますけれども、まず1つは、平日のイベント開催なのか、例えば、学校が休みのときの土曜日、日曜日のイベントの開催なのかということもございます。平日以外のそういう土曜日、日曜日、祝日のイベント開催につきましては、学校の職員は出てきておりませんので、当然、駐車場については学校の職員の分の駐車場は十分に使っていただけるというふうに思っております。

なおかつ、もっともっと平日でも大きなイベントがあったときに、マックスどうするかというお話だろうと思っておりますけれども、1つは、町民会館の周辺の道路についても、これは道路交通法の道路じゃないところについての駐車スペースについては十分に確保していきたいというふうに考えております。当然、今現在、工事を行っております、今現在も駐車場の確保については、イベント時について、大変町民の皆さんに御心配をおかけしております。

そういうときには、敷地内の通路に駐車スペースを確保し、なおかつ安全対策について十分に配慮していきたいというふうに考えているところでございますので、そういう形式が27年度以降の大きなイベント時においても、そういう対応をとらせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（岩下孝嗣君）**

中山敏夫君。

**○10番（中山敏夫君）**

今回のゲリラ豪雨で町民会館の前が冠水をしたと。30センチ以上たまっただんじゃないかなという話を聞いておりますが、そういった中で、町長は先ほどは避難所として利用するという話をされました。ということは、小中一貫校でゲリラ豪雨があった場合に、父兄や家族が子供を迎えに行くときに、道路が冠水した中で迎えに行けるのかなということがあります。避難所として、町長はお話をされましたが、こういったときの避難所としては設けられんじゃないかと思いますが、この小中一貫校を町民の避難所として利用する場合に、その水対策はしておかないと、町民は来られなくなる。また大雨のときに来るときに、冠水している中で、町民は避難所としては利用はできない。そういうことを考えていけば、このゲリラ豪雨対策と施設の利用について、やはり水対策についてはよく考えて対応しないと、避難所としての学校の位置づけは難しくなるんじゃないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（岩下孝嗣君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

先ほども御答弁しましたけれども、広さは十分でございます。それから、調理場がございます。ですから、一定の時間の中で、そこでとどまることが可能であるということははっきりいたしております。と同時に、今度の新しい小・中学校に関して言えば、そういった部分の配慮も多分設計の中でされていて、1階のアトリウムという部分をわざと空間であけてございます。いろんな形でそういったものを利用させていただきながら、現に町民会館自体、今の町民会館でありますけれども、確かに過去に冠水をしたことがあったかもしれません。ただし、これが2日も3日も冠水をした状況のまま取り残されたことは実は多分なかった

というふうに理解をいたしております。そういう意味では、その部分についてのもちろん排除は考えなければなりません。今、議員御指摘をいただいたように、強制排水なり黒形川の再整備をもう一回私どもとしては検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

今、町長に答弁をしていただきました。現状はそのとおりでございますけれども、もう少し現状について御説明をいたしますと、現在、有浦中学校の東側には町道中学校線がございます。それは国道から有浦中学校の桜並木のほうに入ってきてまして、そして金の手のほうに抜ける、交差点のほうに抜ける道でございますけれども、その道は十分に使えます。先ほど来、話をしております広場内の道路は、町民会館の前の道路が冠水いたした折でも、この町道中学校線は冠水をせずに利用できますので、子供たちの送迎、御父兄の方の送迎につきましては、中学校線を活用していただければ、十分に送迎ができるものというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、どのような雨が降るか、これは想定できませんので、あらゆることを想定しながら、小中一貫校の建設につきましては、先ほど町長の答弁にありましており、この建設におきまして、さまざま工夫をしたいというふうに考えておるところでございますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

以上で中山敏夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

（午前10時31分 12番岩下孝嗣君 退席）

午前10時41分 再開

○副議長（渡辺一夫君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。今回は、町道長倉～藤平線改良工事について、2つ目に玄海原発事故時における緊急時対策問題について、3つ目に小・中学校統合問題についてということで質問をしていきたいと思っております。

まず1番目に、町道長倉～藤平線道路改良工事について。

この長倉～藤平線道路改良工事については、6月議会で取り上げるつもりで質問通告をしていましたが、時間の調整がつかず、取り上げることができませんでした。今回、改めて取り上げ、質問をさせていただきます。

この計画は、西九州自動車道へのアクセス道として、また、3.11福島原発事故の教訓から緊急避難道路として進められているというふうを考えております。

そこでお聞きしたいのは、工事計画の変更が数回にわたって行われました。当初20億円と言われたものが16億円に変更され、その理由は道路法線をダム側に寄せることで減額になったとの説明でした。

次に、16億円から急激に28億円という12億円の増額、特に道路延長が伸びたわけでもありません。その辺の経過なり理由をまずお伺いしたいと思います。

**○副議長（渡辺一夫君）**

池田統括監。

**○政策統括監（池田正彦君）**

計画事業費の変更というようなことで御質問がありました。

お答えいたしたいと思っておりますが、当初の20億円につきましては、これは議員御記憶にあられるかとは思いますが、平成21年3月6日にプルサーマル交付金の使途についてというようなことで全員協議会が行われたところでございます。その折に全線の計画なり事業費等の説明が行われてきました。そのときに20億円というような金額、数字が出てきたわけでございます。

先ほど言われました16億円でございますが、それにつきましては、平成22年に予備設計を行い、そして、平成23年度において詳細設計を行ったわけでございますが、詳細設計を終了までの間に、これも過去に御答弁申し上げておりますが、あそこが農政局農林ダムというようなことで、ダム湖のみならず、沿線の道路につきましても、そしてまた、山側ののり面対策工につきましても、底地地権者としては九州農政局というような財産管理者になっておるわけございまして、そこで町道を認定している玄海町が道路整備を行うということになれ

ば、当然、底地地権者である農政局の御同意を得ながら整備計画を立ててきたわけですが、20億円の根拠といたしましては、先ほど言いますように農業用水ダムというようなことで、ダム湖の貯水に影響があるような計画は立てられないだろうというようなことから山側へ拡張させる計画で概算額としてつかんでおったわけですが、それが農政局と直接打ち合わせをしていく中において、いやいや、ダム湖の貯水に影響がない範囲であればダム湖側に拡張されても結構ですというようなことによって法線が移行したわけですが、これも詳細設計においての最終的な数字になったわけではございませんが、そのことによって16億円前後になってきたと。

その後、また対策工法の見直しとか、当然コスト縮減対策工についても精査を行った結果、これは前回の長倉～藤平線の契約承認の議案審議のところでも御説明いたしましたが、24年度の実施工事を行った段階において、道路のみの事業費については13億円程度の推計が立ったというようなことから、そのことについて御説明申し上げました。

最後にも言われました20億円ですが、これは先ほど言いましたように21年3月6日の折にも全員協議会で説明されておりますが、本町の核燃料サイクル交付金で長倉～藤平線の道路整備を行うに当たっては、その計画の一部に橋梁はございますが、橋梁については多額の費用を要するということと、調査もやっていない中においては橋梁の概算事業費はつかみにくいというようなこと、それと、一番は核燃料サイクル交付金の充てる財源でございますが、その当時は10億円程度ということだったかと思えます。そうすると、橋梁を除く道路事業の財源というようなことで御説明があっておったわけでございます。

今回、今言いますように、薬草研究所、そして、次世代エネルギーパークの建設が進んでいく中で、この道路に核燃料サイクル交付金を充当できる財源として1,525,000千円という金額が出てきたわけでございます。そうすると、道路事業が13億円になってくるといって、1,525,000千円ですので、当然残額が出てくるわけでございます。その分を今度、道路だけじゃなくて、橋梁も当初から計画はあったわけでございますので、その橋梁まで充てるというようなことが今回、25年3月のところで財政企画課のほうで財源計画が立てられて、それが合わせて28億円というふうになったわけでございます。

道路の分につきましては、今申し上げましたように20億円から――実施事業推計ですけれども、今の段階では完了予定が27年度になっておりますので、今年度も、そしてまた来年、再来年と発注していくわけでございますので、その時点においては多少の増減はあるかと思

いますが、今申し上げましたように道路事業の20億円が13億円になってきたと。そしてまた、核燃料サイクル交付金の使途として道路だけじゃなくて橋梁の一部にも充てたいということから、全体の財政計画として28億円の道路事業というのを出さないと、要するに橋梁に充てるという充て先がわからないからということで、今回、橋梁まで含めたところで今の概算事業費でございますけれども、橋梁と道路と合わせて28億円というような経過をたどってきたわけでございます。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

ちょっと指摘しておきたいんですけれども、私は答弁は町長にお願いしております。町長の指示のないままいきなり出てこられたわけなんですけれども、その辺はいかがなものかというふうに思います。やっぱりここは筋を通してちゃんとやるべきだということを一言申し上げておきたいと思います。

16億円になったときに法線の変更ですね、要するにダム側に寄せたというときに、もう既にそこに橋梁が必要であることはわかっていたはずなんです。私は橋梁にそれだけの金がかかるというのはごく最近に聞いたと、この前の説明会ですね。それまでは全くその辺は考えておりませんでした。その変更があれば、当然大体的見通しというのはこういうふうにあるべきだというふうに思っていたわけなんです。その説明は私は聞いていなかった。私のせいかもしれませんが、それが関係機関との調整の中でそういう法線の変更か、もともとそうだったのか知りませんが、橋梁がつけ加わってきたということで金額が上がったと、そういうふうに考えればいいわけなんです。

そういうふうなことで、何となくそういう変化が初めからいろいろとある、ここに何となく不自然だなという感じを持たざるを得なかったわけなんです。

それで、次にいろいろあるんですけれども、2つ目がこの長倉～藤平線の改良工事は西九州自動車道へのアクセス、それに避難道路として計画されておりますが、新聞報道でも明らかなように着工段階になっても肝心の唐津市との基本的な合意がなされていない、そのまま工事が進められてきたというところなんです。

現に唐津市はいまだにそのような計画はないと言っています。これは、基本的な合意が得

られていないということは、関係機関との調整がつかないまま着工したのではないかという疑いを持つわけなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

ただ、前もってお答えしておきますけれども、私を飛び越えてという表現で答弁のお話をさせていただきました。議員さん、それから、町民の皆さんにわかりやすい説明をするためにそういう作業になってしまったことについてはおわびを申し上げますけれども、そういうつもりで飛び越えてしたわけではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、町道長倉～藤平線改良工事について藤浦議員さんから御質問をいただいておりますので、6月議会を挟んで佐賀県、それから唐津市、玄海町、それぞれの動きについて時系列的に御説明を申し上げたいと思います。

まず、本年5月20日付で本町から佐賀県に対しまして県道と町道の適切な役割分担による道路網の再編について御理解と御協力をお願いしたいということと、道路網再編により県管理道路として提案をしております西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路の未整備区間について早期整備をお願いしたいということ、この2点を提案として提出させていただいております。

目的としましては、議員御指摘をいただいたとおり、玄海町の産業及び観光振興のほか、避難用道路としても有効利用ができるものと考えて提案したものでございます。

続きまして、5月27日付で本町から唐津市へ、同月20日付で佐賀県へ提出しました提案の協力の依頼をいたしました。御指摘のとおり、唐津市の協力なくしては絵に描いた餅となりますので、唐津市長宛てに協力のお願いをした次第でございます。

唐津市において、ちょうど同じく27日付で市道大良～石高山線の関係集落の区長さんから唐津市長宛てに同路線の改良及び歩道の設置要望が提出されたと聞いております。6月7日には本町から資源エネルギー庁へ、佐賀県が道路再編事業として道路整備事業を実施した場合に原子力発電施設等立地地域対策特別交付金を財源として活用できるよう配慮いただきたい旨の要望書を提出いたしました。

なお、この要望書を提出したことについては、6月10日付で佐賀県に報告をいたしております。

一方、唐津市においても、本町からの協力依頼及び地元集落の区長さんからの要望を受けて、7月8日付で佐賀県に対して西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業を主要道路網整備事業の一環として捉えていただいて、早期整備をお願いしたい旨の提案書を提出していただいたとのごことでございます。

この唐津市からの提案を受け、佐賀県から同日付で道路網再編への対応の照会がなされ、この照会に対して唐津市は県道と市道の交換に同意する旨を7月18日付で佐賀県に回答されております。また、本町に対しましても、唐津市への照会と同様に7月8日付で佐賀県から道路網再編の対応の照会がなされました。

これを受け、本町としましても、県道と町道の交換に同意する旨を7月18日付で佐賀県に回答を送付いたしております。これにより、県道と市町道の交換による道路網再編については佐賀県及び唐津市と本町との間に事務的な調整が整ったと考えております。

こうした経緯から、7月23日には佐賀県から資源エネルギー庁に対しまして、平成26年度の原子力発電施設等立地地域対策特別交付金の概算要求登録の依頼が行われております。これを踏まえて資源エネルギー庁では、佐賀県登録分を財務省に対して概算要求を行っておられるものというふうに考えております。

資源エネルギー庁のこのような対応は、これまで本町から同庁に対しまして道路事業の必要性和特別交付金の活用による財政支援について機会あるごとに強く要望してきた結果であるというふうに考えております。このことから、本町としましては、佐賀県において道路網再編により当該道路を県道として認定し、事業主体となって当該道路の整備が進められるものと考えております。

今後は、道路網再編や道路事業について佐賀県及び唐津市と詳細な協議調整を行った上で、佐賀県から管理を移管される現県道の町道認定議案について今年度中に町議会へ上程する予定でございます。

本町としましては、こうした経緯から玄海町長倉から藤平を經由し、唐津市大良から竹木場の国道204号への西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業は一定の見通しが立ったものというふうに考えております。

町道長倉～藤平線の道路改良につきましては、平成27年度完成を予定しております。これ

に接続をしますと、唐津市管内の道路整備につきまして、原子力発電施設等立地地域特別交付金を財源として佐賀県の事業により予定どおり平成26年度からスタートできますならば、計画的かつ速やかに事業が進捗していくものと思っております。

一年でも早い完成に向けて、佐賀県、唐津市、玄海町と一致団結、協力し合って財源確保を含め、道路事業の推進に当たってまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(午前11時 12番岩下孝嗣君 復席)

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

最近になっていろいろ関係機関に要請書を出されて、そして、一定の条件が整いそうだという話なんですね。しかし、そういう要請を出される前にもう現場は着工し、進行しているわけなんですけれども、そういう形ででもやっぱり国、県は受け入れたということですね。

そして、さっき言われた中で県が主導してそういう道路整備には当たっていくと、私の誤解かもしれませんが、そういうふう聞こえたんですけれども、それはどうでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません。私が聞き落としていたならば再度お願いしたいと思いますけれども、道路網、この産業用、それから避難用道路としての道路の再編については、十分に今後の上場一帯、それから、佐賀県にとっても非常に大きな事業ということで私ども考えておりますので、ぜひ西九州自動車道にそれがアクセスできるように、県についても協力できるものは協力し、玄海町として努力できるものは努力をして一緒にやっていきたいと。そのために佐賀県、唐津市、私ども玄海町と一緒に協力しながら一致団結して進めている事業でございますので、先ほども申し上げましたように、ぜひ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

普通、正常な形でやられるのであればいろいろ言うことはないと思うんですけども、もう着工した後で理由は後からついてくるというような、そういう式の、今度の手続の問題はそういうふうに感じざるを得ないわけなんですよね。まだ着工段階ではそういうものは余り聞いていない。そして、ずっと県とか国との調整をしながら、協力を得ながらやるべきじゃないかということも一般質問の中では言ったつもりなんです。しかし、それもはっきりした答弁は得られないまま来ております。

その後、いろいろ問題が出てきて、唐津市の関係で特に私はこのままでいいのかと、これじゃ先の見通しが立たないじゃないかということで取り上げてきたわけなんです。今の答弁では、そういう関係機関で調整がなされて通るような、そういう状況が出てきたということですね。

この負担については、やっぱり県が持つべきところはしっかり持つというようなことになるのでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

県が事業主体となって工事をしていただくということになると思いますが、先ほど3度ほど御答弁申し上げましたけれども、この財源については、原子力発電施設等立地地域対策特別交付金を財源として佐賀県の事業によりというふうにお答えをしておりますので、そのような形になるというふうに考えております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

そうやって整備は進みそうなんですけれども、もう一步、鶴田町政時代に座川内～切木線というのが避難道路として整備された。そして、その中でまだ行き届いていないのは、玄海町地区内の湯野尾の境界から唐津市地区内の切木ですね、その切木の中をとおる204号線へのつなぎ、ここがまだ未完成ですよね。こういったところも唐津市などしっかりと話をして完成させるべきじゃないかと。やっぱりここはよその地域だからということで中途半端に置いたまま、避難道路であれば、その緊急性もあるはずですね。なぜそこをしないのか。その点についていつまでに取り組むとか、完成させるとか、その一定の見通しをひとつ示し

てもらいたいと思います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員から御指摘をいただいた道路については、十分に唐津市さんと実は協議をさせていただいております。そういった中で、まだちょっと形にはなっておりませんが、将来それがいつだどこでは答弁できませんけれども、ぜひそのようにあの道路の先もきちんとした形の道路に、そして、局部改良しなければいけないものについてはそういった形で今後も努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

その他、肥前呼子線の路線については、さっきいろいろ答弁の中でお話がありましたので、それは省略したいと思います。

せっかくつくったものがいつまでも放置される部分があってはならないというふうに思います。今度の藤平線だってそうですよね。事によれば、唐津の同意がなければこのまま進まない。本当に捨てる金になる可能性があるんですね。そういうことも、ちゃんと今回の経験から絶対にそういうことをさせないという立場で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、次に移りたいと思いますけれども、玄海原発事故緊急時対策問題についてということでお伺いしたいと思います。

今、全国の原発が停止中ですが、安倍首相の原発再稼働の動きが強まっています。その一方で、再稼働を許すなの世論も大きく広がってきました。野田内閣のもとで福島原発事故の収束宣言が出されましたが、それがいかに誤った判断であったかは東京電力福島原発の汚染水漏れと処理状況を見れば明らかであります。事故原因の究明もできない、大量の汚染水が流れ、海洋汚染まで引き起こそうとしています。国において汚染水漏出対策が打ち出されましたが、マスコミ関係者からこれで大丈夫かと聞かれてリスクは残ると答えられています。

日本の原発技術は世界最高レベルとよく言われますが、果たしてそうでしょうか。3.11事故から2年半が経過しようとしています。事故の収束すら見えない状況であります。プレー

トの上にある日本列島において、いつどこで福島原発のような大事故が起こらないという保証はありません。そうした原子力災害に備えての防災対策は大丈夫と言える状況なのか。原子力規制委員会は原子炉や関連施設について審査をされていますが、防災計画は原子力規制委員会の審査対象ではないと言われており、そうであれば国や関係自治体でしっかりした実効性のある計画をつくらなければなりません。このことについて事前に質問項目を提示していましたので、十分検討されていると思いますので、資料に基づいて質問していきたいと思えます。

第1番目に、予防的措置準備区域、いわゆる5キロ圏内ですね、PAZ内の人口、戸数はどう把握しているのか。区域外の町内の人口、戸数はどう把握しているのか。避難に使える自家用車との関係でどのように配車対策を町として考えているのか。入院患者、特養施設の入所者などの搬出、避難計画はどのように立てられているのか、問題点はその中で何が起こってきているのか、そういう点をひとつ御答弁願いたいと思えます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

まず、予防的措置準備区域、今、議員御指摘をいただいたPAZ内外の人口戸数、それから避難車両、施設入所者の避難計画について御答弁を申し上げたいと思えます。

PAZについては行政区を基本として考えて、玄海原子力発電所から5キロ圏内の外津、値賀川内、普恩寺、シーラインタウン、中通、下宮、仮立、平尾、浜野浦、小加倉、花ノ木、栄、大藪、石田、仮屋の15地区としております。

平成25年7月末現在で町内の人口6,296名、戸数2,012戸であり、このうちPAZ内では人口3,864名、戸数1,305戸、PAZ外では人口2,432名、戸数707戸となっております。

避難車両についてですが、避難に当たっては原則自家用車両を利用するものとし、自家用車による避難が困難な住民の方については、近所の方との乗り合いによる自家用避難を行うか、集合場所に参集していただいて町等の保有する車両で避難を行ってもらうことを考えております。

町内にある軽乗用車、軽トラック、乗用車の保有台数は4,000台程度になります。正確には平成20年4月末現在で4,121台ございます。これらの車両により避難を行っていただくものと考えております。

これらの手段においても、避難手段が不足する場合には県が町からの依頼に基づいて、バス・タクシー協会、自衛隊等に要請をし、手配した車両にて避難していただくことを考えております。

入院患者、特養施設の入所者などの避難については、各施設が避難計画を策定することとなっておりまして、これに基づいて職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者、または利用者を避難させた上で県及び所在する市町に対し、速やかにその旨を連絡することとなっております。

広域避難となるため、円滑な避難ができるよう調整が必要でございます。県の所管部署で指導、支援が行われているというふう聞いております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

5キロ圏内にはまる各地区ですね、例えば、実際にはそれはわからないですよ、私、はかっていないから。しかし、一番遠いところでは仮屋などが5キロ圏では結構ぎりぎりのところになっていくんじゃないかという感じがするんですけども、もしそこがある一部だけが5キロ圏に入って、それ以外はそうじゃないと、5キロ圏外だという場合には、そういうときも5キロ圏として扱うのか、いや、これは別だというふうに扱うのか、その点の微妙なところですよ。そういうところにその人口を搬送する車両というのがちゃんと確保できるようになっているのか。ただ、自家用車でも軽、あるいは普通の乗用車とかマイクロとかいろいろあるわけなんですけれども、そういうものをちゃんと把握して実際にそうした事故の際にそれが利用できるようになっているのか、そういう点はどうなのかということを確認したいと思います。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

先ほど答弁しました15地区でございますが、その中でその地区が15地区としておるということは、その地区に入りましたら、その区の皆さんは全員その対象になるというふうにお考えいただいて結構かと思っております。そのように私どもは対処をしていきたいというふうに思っておりますし、車両についても、これは数字の上での車両ですから、人口6,200人に対して

車が4,000台以上ございますので、十分にそこら辺も協議を重ねて、極力自家用車で逃げられるような形づくりを今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういう場合でも計画として手元にしっかりした計画書があって、それに基づいて緊急時においてちゃんとした指示が出せるようになっているのかどうか、全体としてつかんでおりますと。ただ、あとは自由に自分の車で避難してくださいということではなくして、ここにこれだけの人を予定はしたが、この人だけは搬送に漏れた人がおるとか、そういうことが起きないようにするための計画ですから、確実にそこはつかんでおく必要があると。その辺についてはいかがですか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどもちょっと答弁しましたけれども、自家用車で逃げさせていただく部分と、それから、どうしても車で逃げるのが物理的に難しいという方にとっては参集時間を事前にきちんと御連絡を申し上げて、そこに集めていただくという確認をぜひやらせていただきたいと思っておりますので、それがより現実的に今議員御指摘をいただいたように抜けがないようにしっかりとした対応を我々はさせていただきたいと。しかも、それは計画の中にそういう形で打ち込んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

特に心配するのは特養関係ですね、病院、あるいは特養関係の人たちをどうするのか。国からの対策費で特養の放射線防護のための対策費3億円があったと思うんですね。来ていたと思います。その辺の使い道については特別に検討されているのかどうか、今後、それについてどういう措置をされるのか、伺っておきたいと思えます。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

放射線防護対策の進捗状況ということでございますので、お答えしたいと思います。まず、本事業においての各課の体制でございますけれども、予算関係や玄海園との連絡調整については保健介護課で、工事に関してはまちづくり課で、県との連絡調整については総務課で行っております。

それでは、進捗状況についてでございますが、工事に関する御質問であろうと思いますので、まちづくり課に確認したところ、要支援者施設等を放射線から防護するという特殊な工事のために全国的に見ても施工例が少なく、どのような工事を行うことが効果的であるのか判断が極めて難しい面があることから、佐賀県や同様の工事を実施する唐津市並びに原子力発電所立地自治体等から情報を収集しておりましたが、特別養護老人ホームでの具体的な改修計画については個別条件が違うために有用な情報は得られなかったということがございます。

本事業で求められる機能や仕様に対して各業者からの提案を受けた上で、より満足する提案を行った業者を選定するプロポーザル方式による入札の実施に向けて現在準備を進めている状況とのことでございます。

本町としましては、今後、工事の内容や工期が具体化した際には工事スケジュールが玄海園の行事日程に支障を来さないよう、また、工事の内容によっては入所者の皆さんに協力をお願いしなくてはならない場合や、工事により生じる騒音等のリスクを最小限に防ぐ対策や配慮を要する場合も考えられますので、玄海園との連絡調整を密にしながら十分な協議を行って実行してまいりたいと思っております。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

特養施設に限らず、そういう建物の中にしっかりした防護壁をつくって、果たしてこの真夏の暑い日、今年度は特に高温続きだったんですけれども、室内においても熱中症にかかる人が続出したということなんですね。そういう条件の中でそれができるのかということですよ。不可能に近いじゃないかと。

さっき町長は、専門業者に近い人たちを選ぶためのプロポーザル方式で募って、何とかそういう工事の見通しを立てたいようなことをおっしゃったんですけれども、果たしてそれが

可能なのか。仮に一時的にできたとしても、長期間そういうことで過ごすことはできないだろうと。だから、その点ではやっぱりどこかに移動する、安全に移動する、そういう方法を考えておくべきではないのかということですよ。

特養施設の中で業務に支障のないようにと、そういう形でやるというお話だったんですけども、業務に支障のあるないの問題じゃないです。その人たちの命をどう守るか、避難をどうするか、その一点集中でそういう場合は取り組まなければならない状況であろうと思うんですね。

だから、そういう点はやっぱり行政側もそういう状況を見抜いて、しっかりした判断をしていくというのが極めて重要ではないかというふうに思うわけなんです。だから、さっき言ったどこか安全なところに搬送していく、そういう面をひとつ考えておくべきではないだろうか。それに増した避難計画があれば別ですけども、その辺についてどういうふうなお考えなのか、お伺いいたします。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、御指摘をいただいた玄海園の避難計画については、今年度施行予定の、答弁しております放射線防護対策事業を反映した避難計画を策定中というふうに聞いております。また、9月3日に国で閣僚が参加した原子力防災会議が開催をされて、地域防災計画の充実に向けた今後の対応として国が原子力発電所の所在する地域ごとに問題解決のためのワーキングチームを設置して、要援護者の避難先を確保する仕組みの構築、それから、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルート決定等、関係都道府県や市町村の地域防災計画、避難計画の充実化を支援する方針が示されております。

今後は、この動きについて私どもとしては注視をしながら、しっかりとそれに合わせた形で、今、藤浦議員御指摘をいただいたように、しっかりとした対策を御提示できるように努力をしていきたいと思っております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

質問の2番目に該当するところを今町長は幾らか答弁されました。この2番目では、避難

の受け入れ先とされる小城市とこれまでどのような受け入れ態勢、準備の打ち合わせがなされたか。その中で何が問題点となっているのか。具体的に解決課題は何かなどについて所見があれば伺いたいと思います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

小城市との受け入れ態勢及び打ち合わせについてお答えをしたいと思います。

平成23年度及び平成24年度の原子力防災訓練において、玄海町の避難先である小城市への住民避難訓練を実施いたしております。訓練の際には、実際の避難を想定した避難所の開設、住民の受け入れ及び食事の提供等に関する支援を小城市から受けておりまして、円滑な受け入れが行われるよう従前から打ち合わせを行っております。

課題として上がったのは、避難所では災害時要援護者の受け入れのための対応も行っていきますけれども、実際の避難の際には十分な対応が難しいのではないかとということでした。このため、昨年12月1日に町と特別養護老人ホーム玄海園を指定管理者として運営する社会福祉法人天寿会とで災害時における福祉避難所の指定に関する協定の締結を行って、天寿会の関連施設に要援護者の受け入れをしていただくことといたしております。

また、県主催で避難元市町と避難先市町の連携強化のための会議を開催されることになっておりまして、一層の連携の強化を図っていきたいということで考えてございます。

1回目の会議が、実はきょう唐津市において開催をされているところでございます。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そうした避難先における対応の仕方、これは非常に大変だろうと思うんですね。玄海町のある一部の人口が一挙に移動するわけなんですから、小城はどうするのか、小城はさらに遠くへ逃げるのか、そのままとどまるのかということなんですけれども、恐らく移動し始めるんじゃないかなという感じがするんですけれども、福島原発で一番問題になったのはトイレの問題ですね。これを何としても確保しなければならない。そうした施設の近くで溝を掘ったりとかなんとか、囲いをして用を足すとか、そういう事態もあっております。

ですから、その辺の話し合い、まずもってすぐそこで必要なものですよ。そういう面は

国とか県の話し合いではなくてもできるはずと思うんですよね。だから、そういう点について、その時点でどういう対応をするのかということぐらいは話し合っておくべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

先ほども答弁しましたがけれども、23年、24年で2回、もう既に小城に避難訓練をさせていただきました。小城の市長さんも一生懸命に御心配をいただいて、大変協力的に動いていただいていることは事実でございますので、その点については御理解をいただきたいと思えます。

ただ、今、私ども玄海町としてやらなければいけないのは、小城市さんとそういったときの協定をぜひ結ばせていただいて、今のトイレの問題、それから、要援護者の問題等々についても小城市さんときちりとした協議をやって、それを形にあらわしていきたいと考えておりますので、協定を結ばせていただく間、多少の時間をいただきますようお願いを申し上げます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

小城市とも実際に訓練をして、一定のそういう話し合いもなされておると。訓練は訓練なんですけれども、本当に事故が起きたときにあの訓練で大丈夫かと。これは皆さん言われるわけなんです。こんな訓練だったら来なければよかったとか言う方もいらっしゃるんですよ。ですから、本気で住民の命を守ることなんです。ですから、このところは絶対握って離さないしっかりした計画をつくる、そういう覚悟でやらなければならない問題だと思います。

3番目ですけれども、原発の過酷事故の際に風向き、風速、気象条件によっては複数の避難先が当然考えられる。その点、県と話し合いが進められているのかどうか。隣県では福岡、長崎、大分、熊本などという話が進められているかどうか、そこら辺のところもはっきりさせていただきたいと思えます。

緊急防護措置計画、UPZの該当県、福岡、長崎、そういう県との連携体制はどう進んで

いるのか。結局、UPZといえればかなり広範囲に今度は変わってくるわけですね。その辺のところの取り扱いというものを御答弁いただければと思います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

避難及び隣接県との連携体制についてお答えをしたいと思います。

県及び市町村の境界を超えた広域の避難計画の策定が必要な場合につきましては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとなっております。

現在の避難計画についても、30キロ圏内の住民が避難できるよう県と県内市町で調整のもと、広域の避難計画の策定を行っております。原子力災害時の住民避難については、原子力災害対策指針において、おおむね5キロ圏内とされているPAZ内では事故発生後の初動段階において原子力発電施設の状況に応じて対応することとされておりまして、基本的には大量放出前の原子力緊急事態宣言が発出された段階で予防的に実施すること、おおむね30キロ圏内とされるUPZ内においては原子力緊急事態宣言が発出された段階でまずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて毎時500マイクロシーベルトを超える地域は1日以内に、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は1週間程度内に避難することとされております。

PAZ内の住民の予防的な避難については、基本的には大量放出前の早急な避難を想定しており、短い時間の中で避難経路、避難場所を変更すると十分に周知ができませんで、混乱を招いてかえって時間を要するおそれがあることから、避難経路、避難場所の変更は適当ではないと考えております。

一方、UPZ内などにおける緊急時モニタリングの結果を踏まえた避難については、放射性物質の大量放出後の避難となることが想定されておりまして、また、基本的には一定の時間的な余裕があると想定されるため、避難経路、避難場所についても安全性を確認した上で行われる必要があるというふうに考えております。

避難経路については、通過は短時間であり、車という一定程度遮蔽された手段による避難を原則としていること、避難経路全体を十分にモニタリングすることが可能であるか不透明なこと、通行可能な道路を可能な限り使うことによって避難を円滑に進める必要があることから、混乱を最小限に抑え、避難をスムーズに進めるため、基本的には避難計画に沿った避

難経路を通過して避難していただくことが適当であると考えております。

しかしながら、通過するだけで健康に被害が及ぶほどの高線量が確認をされている場合などは、柔軟に避難経路を設定することも検討したいと考えております。

また、避難先についてはモニタリングを行い、これが避難すべき放射線量に達している場合には、さらに2次的な避難所へと誘導する必要があると考えているところでございます。

また、隣県との調整については、佐賀県の地域防災計画で災害対策を連携して講ずべき原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を有する福岡県、長崎県と平時から緊密に連携をし、連絡調整を図ることとなっております。国、佐賀県、福岡県及び長崎県でワーキンググループをつくり、原子力災害時における県外への避難経路、避難先などの広域避難について検討が行われているというふうに聞いてございます。

1回目はもう既に5月20日に実施がされております。

なお、広域避難計画については、このワーキンググループでの検討結果や県が現在実施している避難時間推計シミュレーションの結果を踏まえて必要な見直しが行われることになっております。

以上でございます。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

さっき町長の答弁の中で、避難は決められた避難道路を利用してもらおうということでございましたね。それで、その場合の道路状況というのはどうなっているのか。かなりパニック状態が起きるんじゃないかと思うんですけれども、そのパニック対策というのは特別に考えてあるのでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、パニックという表現を藤浦議員さんしていただきましたけれども、それを極力なくすために各玄海町の御家庭には避難経路の地図もお配りしておりますし、それから、周知を徹底して極力ケーブルテレビや町報や、いろんな形で皆さんにお知らせをさせていただきながら周知をしていきたいと考えております。

ですから、先ほどのような答弁になるのでございまして、十分パニックにならないように、私もすぐパニックになりますけど、ならないように努力を私ども総務課、財政企画課としてもさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

口ではパニックにならないようにしていくと、そのお気持ちはよくわかります。がしかし、現実に玄海町で花火大会があったとき、とにかく帰りの車、ずうっと唐津の神田近くまでつながっているんですよ。もしこれが原発事故となれば相当パニック状態になるんじゃないか、とにかく道路はまともに通れるかなと、そういう感じを持ちながら、そのときにその状況を見てきました。

ですから、パニック状況を避けるための手段とは一体何なのかということですね。となれば、やっぱり今、現に原発事故が起きてどういうふうな風の流れがあるのか、どこに放射能が行く可能性があるのか、そういう点を正確に情報を流してやる必要もあるんじゃないか。そこで必要なのが、やっぱり S P E E D I というのがあるんですね。それが今回の福島原発では十分生かされなかった。アメリカはすぐそれで悟ったわけですね。だから、艦隊をずっとさらに沖に遠のけた、そういうことが言われております。

ですから、ここはやっぱり住民の命の関係では国や県に対してそういう S P E E D I の利用というものを、いざ原発事故のときには、そこも取り入れてちゃんとやれるような、そういう体制をとっておくべきではないかと。

P A Z の場合はどちらかというと、もちろん緊急性は要するわけなんですけれども、特定の事故発生で直ちに避難に向かうというようなことなんです。しかしまた、30キロ圏内はじゃあ大丈夫かということ、そうでもない。いろいろ時間的な余裕はある程度あるにしても、風の強さによっても違いますしですね。だから、福島の場合も飯館村がいい例ですよ。あそこは40キロぐらい離れていても結局避難せざるを得なくなってしまう。そういう状況が起きてくるわけなんです。

ましていわんや、T P Z、50キロ圏まで行けば、これは恐らく福岡市100万の人口ですから大混乱ですよ。こういうことも想定して、私たちが日常的にどこが安全なところかとい

うのを見きわめる。そして、見きわめる手段としてはそういう機械類がある。SPEEDI などですね。スポット的な放射能の強いところが幾つかずっと出てくるわけなんですよ。そういうものを避けなければならない。

福島では、ある自治体の首長がこんなことでいいのかと、だまされたと。私たちが避難するほうに放射能が流れているじゃないかと。後でそういうことが明らかになって大変な怒りをあらわにされていた。こういうことだって起こり得るわけなんですから、やっぱり慎重に——事故は起こり得ないということが前提だから今の防災計画なんですよ。私はそうしか言えない。十何年も前、20年も前からですかね、この問題をずっと言っているわけなんですよ。それでもなかなかならない。複数の避難所が必要なのに複数の避難所もつくりません。そういう点は今どういうふうに取り合おうとしてあるのか。複数の避難所を設定する考えがあるのかなのか、その辺をお伺いいたします。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁の中で出てまいりましたけれども、私どもの避難先は実は小城市ということで、今のところ県と相談をしてそういう形で決めてございます。ただし、先ほどこれも答弁で申し上げましたけれども、もしもそういった状況でない場合については、またそれは見直しを図って検討するという部分は私は残しておく必要があるのではないかというふうに思っております。

現在どこという具体的なものはありませんけれども、そういう考え方は常に持つておく必要があるのかなというふうに考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

考えは持つておく必要があります。なあじゃないですよ。非常に悠長ですね。玄海原発だって、やっぱりいつ何が起こるか分からない。1号機の脆性遷移温度はかなり限界に近づいておるということをよく言われますし、専門家が言っているんですからね。

ですから、原発事故は起こり得るんだと、起こるんだということをしっかり肝に銘じておくことがまず第一なんですよ。そうでないと今までのような防災計画しかできない。それは

何か今までの玄海町の思想的な雰囲気ですね。私が一番初めに防災計画を取り上げたときに九電とか国が原発は絶対安全だから防災計画は要らない、避難道路も要らないと、かなり長期間にわたってやったんですけれども、拒否されてきた。しかし、これも国の万々が一の事故は起こり得るぞということで自然と受け入れざるを得んようになってきて、今の防災計画ができて、何回となく訓練もされているんですけれども、私に言わせれば、いざというときの実効性はかなり乏しい、問題にならないくらいですね。

結局、今こそ福島の実現をしっかりと見て、そこからどういう教訓を学ぶのか、この点はしっかりした立場で受けとめていく必要があると思います。

5つ目は、原発事故対策の町民説明会、講習会、こういうことを開く計画はあるのか。それから、町民対象の講演会、講習会などはこれまで原発推進の講師が呼ばれていた。割と推進派の人たちが多かった。それはそれでやろうと思えば結構です。しかし、これを慎重派、本当に放射線に詳しい方呼んでやる必要がありはしないか。専門的な方で慎重派ですね。反対派でもいいです。

私がなぜこれを特に言うのかというと、一遍議会で放射線専門の講師を呼んで、いろいろお話を聞きましたよね。ところが、その人の話を聞いていると、100ミリシーベルトまでは大丈夫だと。それは瞬間的だったら大丈夫でしょう。しかし、100ミリシーベルトでも40時間そこにおれば半数以上は死に至ると言われているぐらい強力なものなんですね。

今、東京電力で最高に私が聞いたのは、2,000ミリシーベルト、あるいは1,800ミリシーベルトということなんですけれども、1,800ミリシーベルトでもそこに4時間ずっとおれば死に至るといことが言われております。それくらい放射線というのは、幾ら低いからといって大丈夫とは言えない、その敷居はないというふうに言われております。その受けとめ方が実はこういう計画に物すごく影響してくる、心の緩みがですね。まあ、そんなことは起こらないだろうというふうになっていくわけなんですね。

そういう点を人の命ですから、住民の命ですから、ここをしっかりと守る、そういう点でやっぱりちゃんとした認識も必要です。放射線についての講習会、講演会、こういうものやっていく考えはないのかどうかですね。やっぱり全住民に日ごろからそういう点を周知徹底していくことが大事だと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員御指摘をいただいた放射線については、確かに私は近ごろよく反省をします。若いときにもうちょっと物理学の勉強をしておいたらよかったなと。そういうことから、今、慌てて放射線の勉強もさせていただいている最中でございますけれども、確かに放射線のことについては、もう少し住民の皆さんを含めて国民皆さんが一定の知識を持てるような対策を講じるのは当然のことかなというふうに思っております。

それから、原子力災害時においては、住民の方にとっていただく主な対応としましては、避難、屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用が考えられるわけでございます。このうち避難計画については、これまで広報紙の掲載ですとか避難経路図の全戸配布、玄海町防災マップの全戸配布、ホームページの掲載、公民館での避難経路図や避難先などへの掲示、原子力防災訓練時に参加住民への避難経路図、避難場所の説明によって周知を行ってまいりました。

今後は、避難計画に加えて地域防災計画の見直しで規定されたP A Z及びU P Zの区域及び屋内退避の考え方についても広報、配布物、原子力防災訓練時の住民避難訓練の際の説明等の中でしっかりと周知をしてまいりたいというふうに考えております。

また、安定ヨウ素剤については、国の原子力災害対策指針の見直しが本年6月5日に行われ、7月19日に原子力規制庁より「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」が示されて、避難対象となる可能性のある区域を含む市町村は県と連携をして対象となる住民向けの説明会を開催することとなっております。今後、佐賀県医務課と連携をして説明会を行うこととしております。

また、玄海町では平成20年度より町民のエネルギーについての総合的な知識の高揚を図ることを目的として、玄海町エネルギー学習活動事業等を通してエネルギー全般に関する学習事業を実施いたしておるところでございます。平成20年度から22年度までの3カ年については、参加者10名が1年間をかけて毎月1回程度、原子力を初め、エネルギー全般に関するテーマに基づく講義を受け、また、欧州への視察研修を行って、日本のエネルギー事情のみならず、外国のエネルギー事情についても知識を深めていただきました。平成23年度からは学習期間を1年から2年に改めて、学習会については町民の方だけではなくて、役場職員に対してもその都度募集を行って参加しやすい環境を整えたことによって、平成23年度から24年度の学習会への参加者数は延べ274名となっております。

今年度につきましても、平成26年度までの2カ年にわたって全10回の学習会を計画し、11

月から学習会を開始することとしておりまして、学習内容といたしましては、原子力の基礎知識、再生可能エネルギーについて、福島第一原子力発電所の状況、放射性廃棄物について等を予定いたしておるところでございます。

議員お尋ねの各学習会の講師につきましては、日本原子力文化振興財団及び電源地域振興センターの講師派遣事業を活用して実施する学習会であることから、各学習内容に精通された講師の先生を派遣していただくことにしておりまして、本町が原発推進の講師に限定をして学習会を開催しているものではございません。

また、学習会参加者に実施するアンケート調査の結果を踏まえ、より参加者のニーズに応じた学習会となるように随時学習内容及び講師の検討を行い、一人でも多くの町民の方々が学習会に参加できるよう広報活動も行いたいと考えているところでございます。

#### ○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

#### ○11番（藤浦 皓君）

推進側の専門家だけを呼んでいるというようなことではないというふうに言われましたけれども、私に言わせれば、今まで聞いた範囲でとてもそういうことは言えない。やっぱり今まで国の基準として、例えば、年間1ミリシーベルトという基準があるわけなんですけれども、これは公式なものですよ。それを覆すようなことを平気で言われる学者さんもいらっしゃるんじゃないですか。私はそれはちょっと問題だと思うんですよね。

やっぱりそれはそれとして、一応決めた基準ですから、それに基づいて、その基準から話していくということが大事じゃないかと。そういう意味で、もっと慎重な学者さんを選んでほしいという要望なんです。

それから、講習会などを開くということについては、各地区で区の集会などあるわけですよ。それを事前にいつごろその集会を開きますかということで、そういう時期を見計らってその地区に入っていってお話をさせていただくということもできると思うんですよね。

普通の保健所などでもかなり詳しい方もいらっしゃるんじゃないかと。そういうところから呼んでもいいし、また、特別に本格的な専門の方を呼んで、全体として大きな集まる場所でそういう講演をやっていただいてもいいと。とにかく一人でも多くの人に、玄海町は原発と共存しているわけなんですから、これは絶対離れられないわけなんです。だから、いや応なくそういう知識を広げていく、そういう立場でやっていくべきじゃないかというふうに思

うんですけれども、その点、さっき言ったような方法ですね、どういうふうに考えられるか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁したことと全く同じになるわけですが、そういう意味で申し上げれば、講師としては、やはりそういった日本原子力文化振興財団及び電源地域振興センターの講師派遣事業を活用いたしておりますので、これを実施する学習会であることから講師の先生を派遣していただくということになるかと思いますが、これはセンター等にお聞きをしても、推進の講師だけではございませんという話もありますし、限定をしているわけではないということは御理解いただきたいと思いますが、それから、学習会に参加をしたアンケート調査の結果を踏まえて、より参加者のニーズに応じた学習会となるように随時学習内容及び講師の検討を行って、先ほど議員さんおっしゃっていただいたように、一人でも多くの町民の方がこういった学習会に参加できるよう一生懸命努力をしてまいりたいと考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

さっきの答弁、言行不一致でないようにひとつしっかりとやっていただきたいと思います。

7番はちょっと飛ばして、原発の町玄海町ですから、再稼働についての独自のアンケートなり住民投票など実施する考えはないか。再稼働の賛否を全町民に問うて判断の一つの材料にしてはどうかということを提起しているんですけれども、このことについてはどうでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海町は、原発の再稼働について町独自のアンケートとか住民投票など実施する考えはないかということですかね。それから、再稼働の賛否を全町民に問うて判断の一つの材料にしてはどうかの御質問に対して御答弁をしたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、過酷事故、地震や津波、航空機テロなどの対策を大幅に強化した新規制基準が7月8日に施行され、玄海3、4号機の新規制基準

への適合性を確認する審査を受けるために、7月12日、九州電力株式会社より原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可を原子力規制委員会に申請がされました。現在、原子力規制委員会においてヒアリング並びに審査会合が開催をされておるところでございます。

申請内容につきましては、8月6日に開催されました本町の原子力対策特別委員会において、今村玄海原子力発電所長より説明があり、その模様につきましては、テレビの行政放送を通じて町民の方々にもごらんをいただいているところでございます。

今後も審査状況の進捗につきましては、必要に応じて原子力対策特別委員会を開催していただき、説明を受けたいと考えているところでございます。

国は原子力規制委員会において、規制基準に適合すると判断された原子力発電所は再稼働を進めるとしてはいますが、まだ地元同意を初めとする再稼働への手続が示されておりません。具体的な手続は現時点では不明でございますが、再稼働の判断については国の判断を真摯に受けとめ、住民の方々の代表である町議会議員の皆様の御意向をお伺いして判断したいというふうに考えておるところでございます。

今後も引き続き原子力発電所の再稼働については、全国原子力発電所所在市町村協議会を通じて国の責任ある判断を要請していきたいと考えているところでございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

町長の考え方としては、今までどおりの考え方ですね。その枠から出て、新たな判断を求めていこうということにはなかなかならないということですね。

9番はさっきの関係で幾らかかかっておりますので、10番に、緊急時対策について町民の要望を取り入れる考えはないか、この1点です。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

原子力災害時における防災対策については、玄海町地域防災計画、これは第4編に原子力災害対策が載っておりますけれども、これに基づいて実施することとなります。

本計画は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて作成された県の地域防災

計画に基づき、町内の有識者や防災関係機関の職員等で構成する玄海町防災会議が作成したものであり、また、昨年、玄海町防災マップ作成時に町民からの防災に関する聞き取りも行って、その内容を踏まえて作成しておりまして、町民の意見、要望も反映し、作成をいたしておるところでございます。

ぜひ町民の皆さんの要望は真摯に受けとめながらも、しっかりとこの計画の中で対応させていただきたいと考えております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

町民のいろいろな考えについては限定的なんですけれども、幾らかそういう受け入れ方もされていると。

ただ、もっと広範にいろんな考え方の人たちがいらっしゃいます。私たちのほうでもあります。今度もこういうことで出しているんですけれども、そういうところをやっぱりまともな意見は意見としてちゃんと取り入れて生かしていただきたいというふうに思います。

防災計画もこれが完全に整備されれば再稼働を許すべきだということにはならない。本質的に原発というのは危険性を持っておるし、一旦事故が起きれば放射能を抑える手段はないと。ここのところをはっきりと認識した上で私は質問しておりますので、それはそれとして現に原発がある町ですから、絶対安易な気持ちで取り組んでもらっては困ると。

しかし、今の町長答弁ではちゃんとやっていくというふうなことでございます。がしかし、それも結果が示すものであって、その程度におさめておきたいと思います。

時間がなくなってしまいました。教育長さんに大変時間を少なくして、これからちょっと一言でもいいですからね、答弁いただきたいと思います。

小・中学校統合問題についてですけれども、学校統合を進めるに当たって教育委員会は地域住民に納得のいく説明責任を果たす義務があると思います。ところが、地域住民の納得を得ないまま校舎建設に向けて工事が進められています。このまま進めれば、教育委員会行政史上、大きな汚点を残すことになります。

第1回目の説明会が昨年12月18日に町民会館において開かれました。そこで出された肝心の質問には、教育長は全く答えられませんでした。その後の議会でも2回目の、あるいは3回目の説明会はいつ開くのかと尋ねても、何らかの形で開くという趣旨の答弁をされていま

すが、その後、開かれたのかどうか。また、これからも開いてそういう点について納得を  
してもらような努力をされるのか、これは大変な問題です。値賀地区の人たちも表には出な  
いですが、いろいろとくすぶっている問題があるわけなんです。ですから、ここは真  
摯にひとつ取り組んでいただきたいということを申し上げて、答弁をお願いします。

○副議長（渡辺一夫君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

藤浦議員さんから小学校統合問題についての御質問をいただきました。

私も議員さんも思いは同じで、本町の教育についての充実ですね、それはお互い目指す  
ところは同じであろうというふうに思っています。私も議員さんも本町の教育については、  
プロセスというか、アプローチの仕方が違うかも知れませんが、目的は一緒だと思います。

今、議員さんから小中一貫についての住民の説明会を開くべきじゃないかという、何とい  
いましょうか、後押しの質問をいただきました。

今、本町におきましては、既に小中一貫校の建設が進んでおります。その小中一貫校の中  
身について、内容について、もっと町民の皆さんには説明をしないといけないだろうとい  
うことで、去年の12月にはそういう趣旨で説明会をいたしました。

残念ながら、年末ということもあって参加者の数がなかなか少のうございましたので、第  
2回目はどうしようかなということで定例の教育委員会でも議論いたしました。このこと  
については、これまで議会でも答弁をいたしましたけれども、小中一貫校の中身についま  
しては、町民の皆さんにいつでも内容がわかるようにということで、広報玄海に毎月1ペ  
ージですね、ページをいただきまして、小中一貫校の中身について広報いたしております。  
これまで、去年の8月から毎月1ページ載せておりますので、もう14回掲載をしているところ  
でございます。

それから、ほかには町の行政放送で小中一貫校の中身についても説明をいたしております  
し、それから、町のホームページにおいても説明をいたしております。

そして、去年12月の説明会の様子につきましては、約40分ほどの番組でございますけれ  
ども、玄海教育テレビでも放送をさせていただいているところでございます。

このように、小中一貫校の中身につきまして、そして、27年度以降の教育の中身について、

充実したいと思っている中身について広報いたしているところでございます。

これらの広報につきまして、広報玄海のはがきでございますとかには、いつも毎月楽しみに小中一貫ニュースを見ているよというふうなコメントもいただいているところでございますけれども、現在のところは小中一貫校についての何といたしましょうか、議員さんがお考えのような反対の意見とか、そういうことはまだいただいているところでございますけれども、いずれにいたしましても、小中一貫校の開校が目前に迫っておりますので、まとまった形で町民の皆さんには小中一貫校の中身について、教育の中身、建物について説明をさせていただく機会をぜひともつくりたいというふうに考えているところでございます。

詳しくについては、定例の教育委員会等で委員さんとも議論をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

藤浦皓君。

**○11番（藤浦 皓君）**

今まで問題にしてきたのは、教育内容の問題、あるいは施設の内容の問題じゃなかったわけなんです。そもそもですね、そもそも論です。やっぱりこういう形で進めていいのか、ちゃんとした手続の段階で用地の問題、場所の問題、そういうものを当初から問題がずっと引きずられてきた、その問題を解決しないまま続けてきた。ここが大きな問題なんです。それをクリアしないまま、一方で既成事実をつくってずっと建設を進めてきた。ここに町民の皆さん方の不信があるわけなんです。これは大変なことなんです。ただ、私が言葉でここで言うどころじゃないんです。そこはちゃんとわかってください。

それから、原発問題にしても本当に取り組む、そういう姿勢を本気で表に出してください。ところが、防災計画にしても、国、県との話し合いの中で今後いろいろ補足していくような、そういう内容の答弁が多かったと思います。やっぱり町独自で、ここは町でできるんだというところはしっかりとした形でちゃんとしておいていただきたいということなんです。

それから、藤ノ平ダムの問題も、やっぱりこれは教育……（発言する者あり）はい、よかです。ちょっとだけ。（発言する者あり）関連するんですけれども、やっぱり共通するのは事前着工、なかなかそこら辺が不自然な形の進め方がずっと続いてきている。結局、既成事実をつくって、それで押し通していくというふうに見えてなりません。また、町民の方もそ

ういうふうに言うておられます。そこはちゃんと心に銘じておいてください。

以上です。終わります。

**○副議長（渡辺一夫君）**

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。昼は1時15分から始めます。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

**○副議長（渡辺一夫君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

議長の許可を得ましたので、通告書に従い、質問いたします。

今回3つ質問したいと思います。1つ、墓地公園建設について、2つ目に学校跡地利用について、3つ目に玄海町文芸大賞の創設についてを質問したいと思います。

今回は通常の町行政で執行されている諸問題やそれらに関する質問ではなく、これまで町の総合計画などにもなかったものについてのアイデア提言や今後の検討課題について質問するもので、具体的にというか、決定的なアイデアがあるわけではないのですが、幾つか提言させてもらって、町長、教育長による考えを聞くものです。よって、質疑について詳しく資料を用意しているわけでもなく、答弁につきましてもそれぞれの担当課でつくられた答弁書から外れた内容でもいいと思います。町長、教育長の実現不可能であるかもしれないアイデア等での答弁でも結構だと思いますし、これからの玄海町について幾つか夢のある話があればいいと思っているところでございます。

まず、1つ目の墓地公園建設について。

御案内のように、玄海町には地域ごとに墓地がありますが、新規に墓地を求めるとなると、なかなか空き地はないところだと推測いたします。よって、お墓をつくりたいと思っても適地になく、必要になったとしてもお寺さんの納骨堂などを求めるしかないのではないかなど思っております。日本人の文化としても先祖を供養するお墓は各家庭ごとに欲しいところだと思いますが、現状におきましてそのような状況であるので、玄海町に墓地公園をつくるのもいいと思っております。これにつきましても、以前、一般質問時に少し取り上げておりま

した。また、調べておりますと、唐津市に既に墓地公園化がなされており、1,100基が分譲されたものの、既に完売され、追加で平成26年2月には350基が増設される予定だと聞いております。また、その唐津市の墓地公園に玄海町の方も購入されていると聞いておりますが、玄海町に墓地公園をつくることに関し、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

脇山伸太郎議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

玄海町に墓地公園の建設ができないかというお尋ねでございます。この件につきましては、平成22年の9月定例会において御質問されたかと思っておりますけれども、改めて墓地公園の建設についてお答えしたいと思います。

まず、墓地の経営主体のあり方についてでございますが、平成23年5月31日に施行されました墓地、埋葬等に関する法律第1条において「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とございます。

厚生労働省から出されている墓地経営・管理の指針の中で「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」と示されております。そのことは「墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。」とされております。

議員が言われます墓地公園の建設については、町で墓地を整備し、経営することは可能であり、また、このことによって地元石材業の産業育成等にもつながる可能性は大きいのかなと考えております。

現在、町内の墓地の状況としましては、先祖代々から受け継がれている個人所有の墓地やお寺所有の墓地等が大半であります。この法律施行後は新たに個人で墓地を経営することはできないこととなっており、個人で墓地を求められる方については苦慮されていると推察されます。ただ、玄海町の遊休地を利用してということをお考えますと、平成12年7月1日に施行された玄海町墓地等の経営の許可等に関する条例第7条の規定により、墓地の設置場所の

基準を定めており、同条第1項第2号において住宅、学校、病院、名所、旧跡及び公園から100メートル以上離れていることを規定しています。現在、町が管理をしている普通財産で遊休地となっている土地については、条件を満たしていない状況にあり、この点では厳しいのかなと考えております。

以上のことから、町有地の遊休地利用につきましては、地元産業育成の施策の一つとして慎重に検討していく課題というふうに考えております。もちろん、遊休地以外の土地で墓地公園という形で考えるとすれば、土地の買収から始める作業になりますので、これもまた大きな検討が必要になってくるというふうに思いますので、その点のバランスをどうとっていくかは今後の大きな課題だというふうに考えておるところでございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

以前、一般質問したときにはちょっと質問の中にいろいろ町の活性化の中に墓地公園をつくったらどうかというぐらい簡単に質問しておりましたし、それが町長も申されました、通告文に書いてありますように、地元の石材業の育成につながるのではないかとも思っておりました。

先ほど平成12年に作成された町の条例によりますと、住宅、学校、病院等から100メートル離れていないといけないし、ほかにもいろんな条件はあると思います。また、答弁にありましたように、土地買収から検討されなくちゃならないと言われましたが、普通財産の状況を総務課のほうからいただいておりますが、私がちょっとチェックしていたのは、有浦川漁業協同組合事務所跡地ですね。だけど、ここになると、住宅から100メートル離れていないので、これはちょっと無理だと思います。あと1つが、一番最初に私が感じたのは、轟木公園に時々行ったときに、その下に、これは町の遊休地と思っておりましたが、ダムを建設するときに、環境整備のために公園用地として普通財産としてあります。この藤ノ平ダム周辺の轟木公園の下ですね、そこだとこれに当てはまらないんですか、どんなでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

実は藤ノ平ダム周辺は先ほどの条例にひっかかってまいります。公園という文言が実は入

っておりまして、正式に公園と認められたところから100メートル離れなければいけないという形で規定がされておりますので、その分については、もちろん100メートルの基準ですから、その基準をどう動かしていくかという問題は残ると思いますけれども、現状のままでいくと大変厳しい、あの場所には厳しいというふうに感じております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

その条例は町でつくった条例で、国の法律等とかとは、それに違反して、どうですかね。町の条例であって、国の法律と同様であれば町の条例はもちろん変えられませんし、条例を変えるというのもちよっとおこがましいことですが、例えば、公園とか住宅地とか、あと住民の方々から反対を受けるような場所等だと、もちろん100メートル以上離れてもだめだと思いますが、あそこあたりにはほとんど民家は少ないですし、公園用地として現況としてありましたので、ここら辺もいいのではないかなと思っております。条例変更するということ、今、町長が答弁はできないかと思いますが、これは国の条例、また県の条例、そういった町の条例との適合性というか、そんなふうなところはどんなでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、私が100メートル以上離れていることと規定しているのは、実は玄海町の条例でございます。ですから、国、県はちょっと確認はしておりませんが、もしもあの場所ということであれば、条例を改正すれば可能であるということは間違いはございません。ただ、ほかにも100メートル以上離れていて、そういう場所が選定されるということであれば、またそれは考え方は違ってくるのかなというふうには思います。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

先ほど申しました総務課からもらった普通財産の資料では38件ありました。それを全部見せてみて、広さとかいろいろほかにも利用されているところを見ると、この普通財産の中ではもう藤ノ平ダム周辺環境整備の場所ぐらいしかないと思うんですね。ほかには多分ないと

思います。ただ、私も農業委員会の委員になって、特によくわかったというのが耕作放棄地も結構町内にも多いわけですね。だから、そういったところも、もちろん藤ノ平ダムも地域の周辺の方々とかに相談して私が言っているわけでもありませんし、ただ単純に思いつきみたいな感じで、遊んでいる土地があるんだったら何かに町の施策とまた住民の人たちの需要に応じてすればいいのかなと思って、そういった提言をさせてもらっていますが、耕作放棄地とかでここら辺でもいいというところがあれば、そういったところも利用していくべきではないかと思っております。もちろん、町内の需要ですね、唐津市のほうにも玄海町の方が墓地公園を求められているということは、やはり必要とされている方も今後いらっしゃるのかなと思いますし、私の周辺の人でも納骨堂で、墓地を持たない方もいらっしゃいます。だから、そういった面では需要をどんなふうにして調べるかというのはちょっと難しいかもしれませんが、お寺さんとかに聞けば、そういった状況もわかると思いますので、その需要を調べてもらって、本当に墓地公園が必要であるようであれば、やはり玄海町としてもこれは総合計画等とかにも上がっておりませんが、今後の計画の中に入れていくべきではないかなと思っております。また同様のことを聞いておりますけど、町長どのお考えでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

ちなみに、唐津市の墓地公園の概要を少しだけお伝えしたいと思います。

これが先ほど脇山議員さんおっしゃっていただいたように、全体で約1,800区画、これは今年度350区画整備をされますので、合わせると2,150区画ということになります。しかも、これは申し込み資格が唐津市に住所または本籍がある人、もしくは墓地として利用する人ということで上げられています。それと、永代使用料が650千円、ただし、市外の方はこれが660千円になります。それから、管理料が30千円、5年に一度支払いをしていただく、年間で約6千円。実はこの維持管理については地元の方を雇って管理をされているようであります。毎日2名の方がこの唐津市墓地公園に常駐をされているという状況にあります。そうすれば、今トータルで簡単に申し上げましたけれども、2,000区画以上ある墓地ということになりますと、駐車場もそれ相応の駐車場が必要になってまいります。ですから、先ほど脇山伸太郎議員がおっしゃったように、今、私どもが持っている普通財産で物を考えていきま

すと、やはり藤ノ平ダム周辺の公園ということが一番身近な形にはなるかと思えます。もしくは、墓地についてはいろんな考え方がございます。もちろん、宗教によってそれぞれ墓地に対する考え方も私は違ってまいるのかなというふうに思えますので、そういったことも調査研究をして、例えば、ほとんど仏教だと思えますけれども、仏教にも宗派があって、その宗派によっては少しずつ違った形のお祭りの仕方があるようがございますので、そういったことも研究した上に墓地公園という形で、よそにない、例えば、唐津市以外でも墓地公園は幾つかありますけれども、よそにないものを玄海町でつくるといふことで考えてみますれば、一定の広さで、そういった形の墓地公園を考えてみるというのは、一つの玄海町の発展の起爆剤にはなり得るものではないかというふうには考えております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

これは普通の需要と違って、それほど需要がある案件ではありませんので、需要がいっぱいあったらもちろん町は動かなくちゃならないかと思えますが、需要がない中でもある程度町の整備として必要な分はやはり当然的に考えていっていただきたいなと思えます。町長が答弁ありましたように、もう条例もつくられておりますので、条例に合致するようところが今のところはなかなか見当たらないというところと、あと唐津市の場合は2,150区画ですね。この前は1,100基が完売と聞いていましたが、ということは、もうそれ以前に既にあったということでしょうね、私が言った情報と比べたらですね。だから、玄海町の場合に、この2,000区画ほどの墓地公園をつくとしたら、まずそれだけの需要はないですし、規模的にも違いますし、先ほど町長が申されましたように、よそと違った墓地公園ができればありがたいなと思っているところでございます。

これ以上は、どちらにしる質問と答弁の繰り返しになりますので、これで墓地公園につきましては質問は終わりますが、ぜひ執行部のほうでもできるだけ検討してもらって、必要がなければ必要ないという形で調べてもらって、お聞かせしていただければありがたいと思います。

次に、学校跡地利用について質問いたします。

小中一貫校が開校後、残った学校の有効活用について質問いたします。

これは有徳小学校、値賀小・中学校、3校が廃校になってしまうわけですが、質問文の中

には自衛隊の駐屯、これは原子力発電所がありますから、以前にも予算委員会等とかで申し  
ておりましたけれども、自衛隊の駐屯、斎場等とかの利活用方法を検討しておくべきだと簡  
単に質問文をつくっておりました。それについてはまだ考え方がいろいろあると思いますが、  
町長としまして跡地利用、それと自衛隊等とか、そういった形で人が来てくれば玄海町の  
経済にもつながっていくと思いますので、町長として今どのように考えられているのか。ま  
た、これは連携して教育委員会も考えられていると思いますが、町長と教育長に御答弁願  
います。

**○副議長（渡辺一夫君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

教育委員会といたしまして、平成27年4月以降の既存校舎の活用についてお答えをさせ  
ていただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、平成22年度に開校いたしました有徳小学校、それにかかわ  
ります傘形小学校と仮屋小学校、廃校となりましたので、その傘形小と仮屋小の跡地活用  
について検討した経緯がございますので、それを踏まえて御答弁をさせていただきたいと思  
います。

この平成22年度の有徳小学校の新設に当たりましては、廃校となります傘形小、仮屋小の  
活用につきまして、平成21年度に検討を始めました。具体的に申し上げますと、21年6月か  
ら検討いたしましたけれども、具体的にはまず行政として使う可能性といいたししょうか、目  
的があるのかどうか、それから町民の皆さんが活用する御意向があたりなのかどうか、そ  
ういうことも踏まえて検討をさせていただきました。当時、教育委員会が検討すべきなのかど  
うかというのも一つ検討いたしました。本来ならば普通財産になりますので、例えば、町長  
部局の総務課で検討していただくとか、そういうことも選択肢としてはあつたらうと思  
いますけれども、その当時、平成21年度は教育委員会のほうで検討させていただきました。

なお、その検討に当たりましては、財団法人の電源地域振興センターにもお知恵と、それ  
から労力をおかりして検討した経緯がございます。

御質問の有徳小学校、値賀小学校、値賀中学校の利活用につきましては、どの部局が担当  
するかは、これまた町長部局との調整があろうかと思えますけれども、例えば、教育委員会  
のほうで検討すべきであるということになりますならば、平成21年度の検討を踏まえながら、

廃校となる施設につきましては有効な活用方策について検討していきたいというふうに思います。

この廃校となります学校施設は、玄海町にとってもそれぞれの地域にとっても有益な財産でありますので、教育委員会が担当するという事になったといたしましても、十分に町長部局と連携、協議をさせていただいて、有効な活用、よりよい活用を行えるよう検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、脇山議員、御例示をいただいた、例えば自衛隊駐屯等については、これは政府においてテロの未然防止取り組み方針が決定されたということを考えてみますと、国に対する交渉というのは一つ出てくるのかなという気がしております。ただ、現況の佐賀県内の自衛隊の情勢を見てみますと、三田川に実はもう駐屯地ができ上がっておりますし、各地区に連絡所はもうでき上がっておりますので、そういった意味では大変厳しい部分というのはあるかというふうに思います。それともう1つ、自衛隊の隊員の総数がここ数年間ふえておりません。そういった意味でも、これ以上のそういった施設を防衛省は考えていないのではないかとこの憶測が成り立っております。私としては、原子力発電所を抱えておりますから、そういったものの専門家が自衛隊にもいらっしゃるはずですので、そういったところの研究所が玄海町内につくられてもおかしくはないなということは考えております。

それから、斎場については、これは非常におもしろい提案ではないかというふうに思います。肥前斎場を使っておられる方が1年間で50件以上あるわけですから、そういう意味で、採算を度外視したという表現は正しくないかもしれませんが、町内の皆さんがきちんとした形でお祭りをするという意味を踏まえて考えれば、斎場という一つの式場をつくっていくという状況には合致するかもしれないということは考えておりました。

それ以外については、先ほど教育長が申しあげましたように、いろんな使い方が実は学校の跡地については考えられると思っております。例えば、福祉介護に使う、それから健康増進に使う、それから児童館を持ってくる、そういったいろんなものがあると思います。例えば、民間のそういった運営をされている会社をお願いをするとか、もしくは、これは私から

ここまで具体的に言っているのかどうかわかりませんが、きょう午前中に答弁しましたように、学校の跡地を商業集積地にするとか、そういったこと等々はこれからやはりしっかりと協議をしていかなければいけないのではないかというふうに思っておりますし、これも先ほど教育長が答弁しましたように、廃校舎の跡地の利用委員会が平成21年からございますので、そういった委員会でも一回もんでいただいて、いろんな意見を聞かせていただいて、幾つかの案に私は絞っていくことが大事かなというふうに思っています。ただし、時間ももうありません。ですから、短期間で多少の作業をさせていただいて、学校の跡地の非常に将来にわたって使い勝手のいい利用の方法を今後計画として出てきましたらば、議会のほうにも提案をさせていただきたいと思っておりますし、議会のほうからこういったものはどうだと、きょう脇山議員おっしゃっていただいたように提案をしていただければ、我々のほうで協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

27年度開校ですので、もうしばらくは建設まで時間がかかりますし、ゆっくり考える暇はありますけれども、ゆっくり考えてもなかなかアイデアは出ないと思うんですよね。跡地利用でインターネットで検索してみました。そしたら、ほとんどどこでも跡地利用で苦慮されているみたいです。あと、それから補助金適正化法ですね、適化法もありますし、そこら辺で簡単に自由に使いにくいというところもあるのかと思います。これになると、文科省管轄になると思いますが、国ももう少し跡地利用という、学校が廃校になるところが全国的に広がっていますから、国も利用しやすいように法律改正すべきでないかなと、ネットを見て、検索してみてそんなふう感じたところです。

先ほど教育長の答弁の中に、教育委員会か町長部局か、そこら辺もまだ今から検討をしなくちゃならないということですが、私としては別にどっちかに特化する必要はなくて、一緒に考えてもいいのではないかなと、私はそんなふう思うんですけれども、そこら辺の答弁と、あと実際仮屋、牟形小学校の跡地利用で委員会も開かれているみたいですが、なかなか少数人数で考えてもアイデア出ないですよね。だから、跡地利用について、玄海町の方々に広報玄海とかテレビ等で公募するのも一つの手ではないかなと思います。そうすれば、町内の方たちもこういった形で利用される部屋が欲しかったという方もいらっしゃるだろうし、ま

た違った形でいろんなアイデアも出るんじゃないかなと思っております。

町長の答弁の中にありました自衛隊の誘致というのもなかなか難しいということですが、これだけ中国、北朝鮮の脅威というのが年々大きくなっているわけですよね、尖閣諸島を国有化した以来ですよ。そうなると、やはり原発立地市町村として危惧しなくちゃならないし、有事になれば、一番西に位置する九州の川内、玄海が一番狙われやすいんじゃないかなというふうに皆さんやっぱり感じていると思うし、感じますよね。だから、ある程度は自衛隊も、今は警察が警備しておりますが、自衛隊が幾らかは存在感を示すと、幾らかでも抑止力になるのではないかなと思っています。

常駐は難しいとしても、何かの使う利用頻度がなければ、自衛隊が時々訓練等とかに玄海町まで来て訓練するような形で短期間の利用もいいと思いますし、例えば、警察の利用でもいいと思います。警察官が実際どういった配置で原発内にいらっしゃるかというのは、全く秘密にされておりますから私たちもわかりませんし、実際どのくらいいらっしゃるかわかりませんが、そういった形にもすぐ対処できるような予備人員がそこで訓練するとか、そういった形の訓練するには、走ったりするにも運動するにも玄海町は施設なんかもいいですし、運動するところもありますし、宿泊もしようと思えばできますので、そういった形もいいんじゃないかなと思っています。

それから、斎場も質問の中にちょっとすぐひらめいたところでは言いました。斎場になると、どうしてもやはり死というものを人間、大体今までの慣例で忌み嫌われるところありまして、昔は葬式に行ってきたら必ず清め塩とかされていまして。だけど、それは今はもうされていないし、一人の死というのも尊厳をしていかななくちゃならないと思いますし、斎場となると、やはり地区の方々からしてみたら、学校の跡地を斎場にといたら、やはり反発を食らうと思いますし、きょう言ってみて、やはり学校がなくなる方にいきなり斎場といたら、何て言いよつとやというごたるふうな反発はあると思います。ただ、考え方としていろんな考え方も持ったところで、本当に町のニーズに合った跡地利用をするべきじゃないかなと思って提言させてもらいました。実際、肥前斎場自体はもう唐津市のほうに玄海町の分を全部うちが委託して使うようになっております。民間も近くに肥前町と鎮西町にありますが、近くではありますが、玄海町自体にはありませんね。これは学校跡地じゃなくても、斎場自体は玄海町にもあると、町民の方たちはわざわざ車で結構走らんでも、近くにあればすぐ行けるというふうな利用の仕方ができるんじゃないかなと思っています。もちろん、火葬になると肥

前斎場なり唐津市さんのお世話にならないといけないですけども、跡地利用という形で斎場を言いましたが、玄海町に斎場もあっていいのではないかなと思ったところで、この質問をさせていただきました。

それから、自分がいろいろ考えてもなかなか出ないんですけども、適化法がある中に使うとすると難しい面があるかもしれませんが、例えば、うちは原子力発電所があるわけですね。だから、電力会社関連の事務所などとか、そういったところが入ってくれば、法人税アップにもなるかと思います。もちろん学校施設を事務所に使うというのも、簡単に私たち素人が言っているから大丈夫かどうかわかりませんが、そういったところにお話をするのも一つの手ではないかなと思っていますし、今、Q T N e t、B B I Qが玄海町も来て、一応名目上100メガという形も言われておりますし、高速通信網でありますので、例えば、福岡あたりにはゲームソフト会社とか、いろんなソフト会社もありますね。そういったところが半分保養的な形でレンタル、部屋貸しみたいな感じで、通信網だけあれば、そこで宿泊されるようにもしなくちゃなりません、教室自体を部屋貸ししたりとか、そういった形もできるんじゃないかと思っていますし、九大とうちは共同研究を薬草でしておりますので、なかなかまだ九大とのコラボレーションというのも表立って余り出ていないですよ。そういった形で九大さんあたりにも、そういった利用の仕方がないかなというのも話されていいのではないかなと思っています。自分たちも学生のとときに、愛好会等とかで年に1回は老岐に行って合宿したりしていました。それはお寺だったですけども、まあ大学生だと雑魚寝するぐらいで、御飯だけつくってですね、そういった愛好会関連等とかで使えますので、それから塾とか宅老所ですね、いろんなことができるかと思います。

私がちょっと長く質問しましたがけれども、まずは教育委員会と町長部局と、どちらかでするというんじゃなくて、一緒に考えてもいいんじゃないかと思っていますし、跡地の公募とかもしてもいいと思うんですが、それについて御答弁願います。

**○副議長（渡辺一夫君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

跡地利用についての検討をどこでするかということで御質問いただきましたけれども、どこだっていいというふうに私は思います。やりたいところがやると。当然のことながら、先ほど答弁いたしましたとおり、教育委員会は21年度にその検討を行いましたけれども――失

礼しました。町長部局の各課には先ほど申し上げましたとおり、行政財産として使う予定がありますかと、それから産業振興課にもお話し合いには入っていただいたり、これはまたまちづくりにおいても町民の皆様方のまちづくりの観点からも有益な検討機会でございますので、そういうことで商工会でございますとか、そういうところにも呼びかけて検討委員会を開いて検討したところでございますので、最終的には町長部局と検討して、どこが責任を持って検討するかという部署を決めていただきたいというふうに思っております。

それから、補助金の適化法の話をされましたけれども、おっしゃるとおり、これまで公立学校等の跡地活用についてはなかなか進んでおりませんでした。全国的にいうと、1年間に約500校前後が廃校となっております。特に平成12年度以降は廃校となる学校がふえてきて、最近では平均500校前後が廃校となる状況でございますけれども、文科省といたしましては、遊休施設が有効活用できない、そういう状況があることから、平成20年に文科省が通知を出しました。これは財産処分手続を大幅に弾力化するという通知でございまして、先ほど申し上げました平成22年度に本町において発生をいたしました廃校舎につきましては、この弾力化の手続を受けて民間企業にも貸し付けを行っているところでございますし、社会福祉法人というような、そういう公共的団体にも貸し付けを行っているところでございます。

大学の話もしていただきましたけれども、全国的に申し上げますと、大学等の施設として利用されておりますのは、これは24年5月1日現在でございますが、25件、全国的には大学の施設として廃校舎が活用されております。それから、企業関係で申し上げますと、工場とか事務所なんかに122件活用されておりますし、そのほかベンチャー企業の拠点施設としても22件というふうにご利用されているところでございます。一般的に多いのは、公共的な財産ということで公民館とか社会体育施設とか、それから福祉施設とか、そういうところに廃校舎が活用されている現状でございます。

本町は平成21年度に検討いたしましたけれども、その検討につきましては、本当に広く町民の皆さん、それから町外、県外の企業の方々にもアンケート調査を行いました。残念ながら、その当時、余り景気がよくなかったせいがあるのかもわかりませんが、色よい返事は余りありませんでした。しかしながら、本町におきましては、今現在、仮屋コミュニティーセンター、牟形コミュニティーセンター、それぞれ活用していただいております、遊休施設とはなっておりませんので、これはある一定の成果が上がっているものというふうに私は考えております。

今後、廃校舎となります3小・中学校の校舎につきましても、できるだけ早く有効活用ができるように、平成27年度以降、できるだけ早く有効活用できるよう検討できればいいというふうに考えているところがございますので、議員の皆さん方からのアイデアをぜひぜひひろくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、教育長が答弁しましたのとほぼ同じような考え方を持っております。ただ、加えますならば、例えば、全国的な公募をしてみるとか、逆に世界的な公募をしてみるという、非常にそういうおもしろいこともやってみると楽しいかなと。例えば、ヨーロッパの人に限定して、どうだ、日本の佐賀県の玄海町の学校の跡地に何かしてみらんかなというような公募をしてみるという点もあるのかなというふうには、これは個人的な考え方ではおりました。

それからもう1つ、私がどうしてもひっかかっているのは、何か映画の関係、映像の関係の何かに使えないかなということはどうしてもこれが頭から外れませんので、それともう1つは、脇山伸太郎議員さんが一番得意の分野である音楽の何かが学校の跡地でできないかというようなこともぜひつけ加えて、ぜひ教育委員会、教育長とも相談をしながら、いろんな考え方を煮詰めていきたいなというふうに考えております。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

町長のヨーロッパという、いきなり大きな世界的なアイデアが出ましたが、やっぱりそういったとっぴなというか、人から見たらとっぴなというようなところからまた新たに出てくるのではないかなと、アイデアは出るのかなと思っております。

教育長からも答弁がありましたように、実際、牟形と仮屋小学校は町の施設として有効活用されていると思います。ただ、今度一遍に3つの学校が廃校になるわけですね。それで、全部で5つになるわけですが、そうすると、今、牟形と仮屋で使っているのに、また3つ廃校になるとすると、なかなか簡単に使うというのは難しいですね。だから、公募も必要だと思いますし、佐賀県の場合はこの前の全国の学力テストは余りよくなかったですね。と

いうことは、玄海町がどのくらいというのは委員会等とかで教育長が発表されるかどうか分かりませんが、今までの前例では県内でも余りよくなかったと思います。どうしても値賀の方々からしてみると、学校がなくなるというのはやはり寂しいもので、子供の声も聞けなくなるというようなこともずっと今まで言われていました。だから、玄海町の人口規模で民間の塾が来るといったらなかなか難しいと思います。それとは別に玄海町独自で塾じゃないですけど、グレードアップ事業とかもされてきましたよね。これは町民会館とかでされていましたが、いましばらくはそのグレードアップ事業とかに活用できるのであれば、いましばらくは値賀の小・中学生に使うということも一つの手ではないかなと思っています。学力だけが人間じゃないですけども、やはり今、玄海町役場に勤めるにしろ、いい大学を出ないと入れないような状況下になって、町内の人たちが入れない状況ですよ。そうなれば、やはり学力もつけていかなくちゃならないし、また、学力じゃなくて、先ほど町長が言われましたように、文化の面ですね。同じことを言いますが、愛好会等とかが利用すれば、音楽等とかで合宿に来てとか、そういう形もできますし、スポーツ関係でもできるかと思っています。そういったいろんな形で、これは大学なんかにも、九大なんかにも、跡地があるけど、何か利用法ないですかって誘ってみる必要もあるんじゃないですかね。そうしないと、やはりこっただけで考えてもなかなか出てこないと思います。

それと、町長が言われました映画会ですが、以前一回、玄海町の町民会館の前の運動場で屋外映画会とかもあっていました。それと町長のやり方は違う映画会みたいなものかもしれませんが、そういう形でいろんな形を使ってほしいと思います。一番は地元の方たちに利用してもらうが一番いいんですが、先ほど最初に申しましたようにレンタル、部屋貸しみたいな感じで地域の方々が倉庫に使うなり、ちょっとした作業に使うなり、芸術、絵を描くアトリエに使うなり、そういった形のレンタル、部屋貸しなんかも考えられるんじゃないかなと思っています。

これはこれから皆さんでいろいろ考えて跡地利用はしなくちゃなりません、あとプールとか体育館ですね。もちろん運動場にしろ、先ほども質問があっていましたが、学校も何かのときの避難地として有効活用しなくちゃならないと思います。私たち大人になったら、なかなかプールに行かないですね。海にも行かないし、泳がないですけども、玄海町のパレアができるときに唐津の市民プールにどんなものか何回かずと行ったことが、自分の健康管理のためと思って行ったんですが、やはりパレアができるときに25メートルぐらいあると

いいなと思ったけど、実際はその距離はなかったですよ。あれだと普通の水中ウォーキング程度しか、あと子供しか使えないプールでもありますし、夏場だけの利用になるかもしれませんが、今のプールをそのまま維持管理できるんだったら、それを維持管理になると、また行政のほうも難しいかもしれませんが、町民が使えるような、夏場のプール利用とかもできたらいいかなと思っています。もちろん体育館も運動施設としてずっと使われると思いますが、その点についてどんなですかね、プール等とかはやはりいろんな縛り等とかあるんですかね、どんなでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

プールの活用についての御質問をいただきました。

現状を申し上げますと、平成22年3月で廃校になりました牟形小学校と仮屋小学校、その小学校のプールは今現在もあります。プールは夏場、町民の皆さんに利用していただけるように開放いたしております。くくりといたしましては、コミュニティーセンターというくくりで利用していただいております。縛りとして、当然、水質の保全をしないとイケませんので、利用する前にちゃんと掃除をして、そして水質の検査を受けてということで利用していただいているところでございます。

先ほど申し上げました21年度の検討の段階におきましては、プールについてさまざま活用方策があるだろうということで検討はした経緯がございます。ほかの地域で申し上げますと、プールを使っているいろいろ養殖をしたり、なさっている業者の方がいらっしゃいます。そういう活用事例も参考にしながら、本町においてそういう事業化ができないのか、そういう方々がいらっしゃらないのかというようなことで検討した経緯がございますけれども、なかなか事業化のめどが立たず、今現在はそういう町民の皆さんのプールと、泳ぐためのプールということで利用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

プールが開放されているのは知りませんでした。というのは、私たちもう少し町のホー

ムページとか見ればわかるかと思うんですけど、町ホームページとかにも載っているんですかね。実際自分たちが、もちろん広報玄海とかに書いてあるのかもしれませんが、町民が利用されるようになってきているというのがちょっと今初めて聞いたので、やはりそうであればもう少し町民の方たちにもこんなふうな形で使っていていいですよというのはアピールすべきではないかなと思いますので、そこら辺はお願いしたいところです。

また、もちろんプールは防火用水にもなりますよね。だから、そういった形ではプールというのは、壊すのにお金がかかるようであれば小田の町民の方たちが使うのに利用してもいいし、使わないときにはそういった防火用水がわりにもなりますので、そういったふうな使い方もあるのかなと思っております。

それから、これはもう答弁なされなくていいですけども、きのう運動会を見ていて、実際、有浦中学校は手狭になっていますね。そして、値賀小・中学校は一貫校ができれば、もう来年が最後の運動会になりますので、町長ともいろいろきのう話していましたが、もう合同で小学校同士、中学校同士でもいいですけど、有徳小学校と値賀小学校、また有浦中学校と値賀中学校の生徒の合同の運動会、体育祭をして、そしてそれも最後になる値賀の小・中学校の運動場を使って、できたら小・中学校一緒に、これは難しいかもしれんですよね、済みません、別々ですからね。だけど、一緒にして、町内の方たちがもう最後になるねという形でみんな和気あいあいとまではいきにくいかもしれませんが、お別れの大運動会をしてもいいんじゃないかなというのをちょっときのう町長ともテントの中で話していただきましたので、もしできるようであれば御検討ください。これについては質問書の中に書いておりませんでしたので、答弁は必要ないです。

学校跡地利用については、先ほど申しましたように、余りないようであれば公募をするなり、それとあとは法人税でも入ってきたり、よそのほうからお金が入ってくるような形をできればなと思っております。町で利用するとしても、なかなかないんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺の御検討をお願いします。

最後に、3つ目の玄海町文芸大賞の創設について質問いたします。

玄海町周辺には古くは元寇を初め、名護屋城、仮屋湾等にまつわる歴史が多い。また、最新技術の粋である原子力発電所も存在します。それらを題材にした小説等を応募してもらい、その大賞という形で賞を与え、それにより町の文化意識の向上と外部からの注目を得るために文芸大賞を創設してはどうかと考えているところでございます。あわよくば、いい文芸作

品、短編なり小説ができれば、テレビ化されればなおさら、これはもう夢も夢ですけれども、これについては10年ぐらい前、寺田町長時代に文芸大賞についても質問はしていましたが、町長はどんなふうにお考えでしょうか。それから教育長もお願いいたします。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

文芸大賞の創設についてのお尋ねでございました。

実は佐賀県には佐賀県文学賞というのがございまして、これもことしで51回になりました。それから、全国的に見ますと、文学者の生誕地の地方公共団体や新聞出版社、一般企業が主催をする文学賞が実はたくさんございまして、あるネットのサイトではその数が262というふうに紹介したのもございます。これは定かな数字ではございません。そういう形で、いろいろと文学賞の創設に当たっては、いろんな特色をつけて差別化をしていくしか、今後、文芸賞の偉功を維持するのは大変厳しいのかなという気がいたしております。

ただ、文芸賞もそうですけれども、文芸賞以外にもこういった形で全国から、それこそ世界から公募をして、いろんな芸術が集ってきて、その芸術を一つの紹介を兼ねて表彰していく、それから子供たちを育てていくという大前提の中で、子ども文芸大賞とか、それから子供に対するアールティクルというか、絵を描いたり、それこそ作曲だったり、それから川柳や俳句だったり、いろんなものが実は考えられるのではないかというふうに思っています。

日本語という言葉は、世界的に本当にまれに見るような非常に難しい言語です。この言語を使ったこういった大賞を創設することについては、正直な気持ちで申し上げて、できることならやってみたいという気持ちで、私はそういうふうに思っておりますけれども、先ほどの答弁でもちょっと申し上げたように、これにプラス映画だとか、今言いましたように音楽だとかいうものが加えられて一つのそういった意味での、エネルギーブランドと同時に、文化というか、カルチャーのブランド化が玄海町でできれば、それが一番これからの子供たちにとって幸せなことではないかなということは考えております。ひょっとしたら教育長はもっと具体的なおもしろい話をしてくれるかもしれませんので、期待をしながら、私も聞かせていただこうかと思っております。

○副議長（渡辺一夫君）

小柳教育長。

## ○教育長（小柳 勉君）

町長がおもしろい話をするんじゃないかというふうに前振りをなさいましたので、責任がございりますが、私は文学という枠を外れたほうがいいだろうというふうに思っています。1つは、私も文学賞を主催していました。相知町でグループをつくって文学賞を全国公募しておりまして、そのときつくづく思いましたのは、盗作が多いんです。贋作といいましょうか、盗作といいましょうか。それをチェックするのがなかなか難しいんですね。いい作品だなと思って選んだ作品が、こちらから連絡しました、あなた当選ですと連絡をしたら、電話口で向こうが物すごく何といいましょうか、話しづらそうなんですね。どうして話しづらいのかなと思ったら、実を申し上げますと、おたく様がつくられた本——実は私たちが作品集をつくっていたんですけれども、作品の中から実は盗作をしておりましたというふうに言われて、ちょっと恥ずかしくもなったことがあるんですけれども、そんなふうにとどの文学賞も今困っているのはそういう盗作、贋作のたぐいをチェックするというのがとても大変であります。それは1つに、応募作品が、例えば、ワードでつくって応募できるとか、そういうことにもなっておりますので、ネットからさまざまな情報を得て、そのまま自分の作品のようにして書いて提出するというのがふえております。私は、今後、さまざま公募するといたしましたならば、1つは情報化に対応しないといけないというふうに思っています。

これも私の思い出話を少し聞いていただきたいんですけれども、以前、私は地域振興課という課で地域づくりの仕事をしておりまして、ある町が全国公募をしたいという提案を持ってまいりました。まさにきょう議員さんがおっしゃっているような、こういう提案でございます。私は、そのときにもう今の世代はネット世代なので、例えば、原稿用紙で提出させるとか、もうそういうのはやめましょうと。みんな携帯を持っているわけだから、携帯とかインターネットで気軽に応募できるようにしましょうよというふうに言いました。そういうことで、その町の今の、これは短歌の文学賞でございますけれども、たくさんの応募が寄せられています。ですから、今後は情報化に対応すべきであろうというふうに思います。

それからもう1つは、国際化であろうというふうに思います。日本だけからの応募というのはもうやめたほうがいいというふうに思っています。私が町内で行っておりました公募につきましても、日本国内だけじゃなくて世界から提案していただくような形式をとっておりました。どんなふうにしたかといいますと、諸外国にあります日本人学校に募集要項を送るとか、インターネットで当然のことながら募集要項を載せますけれども、そうすると、上海

の中国人の方が日本語で応募してまいりました。先ほど町長さんは日本語という話をされましたけど、そういう募集方法もあるだろうなというふうに思います。日本語を勉強している人たちは世界中にたくさんいらっしゃいますので、そういう外国人向けの、外国人に特化した日本語による応募をネットでとかいうことも考えてみたらどうかと思いますけれども、私は先ほど言いましたとおり、言葉だけじゃなくて、やはり映像と言葉といいたいでしょうか、テロップといいたいでしょうかね、そういう応募をネットでしていただくかなと、そういうのがおもしろいんじゃないかなと。そうすると、例えば、玄海町が文学賞の主催者となりますと、1次審査で20作品ほど選んだとしますと、それをユーチューブにアップいたしまして、そのユーチューブのコメント数で審査結果をとる、プラスの有名な映像作家でもいらっしゃれば、その方を審査員にして、そういう方々の点数を加点するというようなこともできるのかもわかりません。

長々と申し上げましたけれども、国際化と情報化、そして私は日本語及び英語、そういうので応募していただければというふうに思いますし、そういうのが今後、子供たちも総合芸術としての映像ということを勉強してもらったらいいなというふうに思っています。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

教育長の経験を語っていただきました。教育長が就任されたとき初めていろいろお話ししたときには、文学青年だったというのをお聞きしていましたが、そこで今、実際文学賞とかも主催されたと聞きました。そういったことをされている中に、文学少女だった奥さんがいて、結婚されたようなお話も聞いておりましたので、そういったいろんな形で、そして結婚する人もいるかもしれませんし、こういった何かイベントすることでいろんな動きとかもあるのではないかなとっております。経験されたように、盗作とか贋作があるということは、確かにたくさん本を読んでいないと、そのストーリーがどれかに書いてあったというのはわからないですよ。もちろん、国際化と情報化は必要だと思います。実際もう携帯小説で映画化になったのもあります。韓国映画なんかでもヒットした映画は、携帯小説、インターネットだったのが映画化されて大ヒットしたようなものもありますし、実際日本でもそういった形でありますので、やはり情報化の対応と国際化は必要かなと思います。

ただ、私が思ったのは、玄海町周辺ですね、東松浦・唐津地区は玄海町の場合は作兵衛遺跡もありますし、佐用姫伝説もありますね、これは悲しい物語、それと飛鳥時代の百濟の白村江の戦いに実際こちらから行っているわけですね。それで、また元寇の文永の役とか弘安の役もありましたし、あとは秀吉の名護屋城からの朝鮮出兵ですね、文禄・慶長の役もありました。また、そこに関連して波多氏の悲しい物語もあります。例えば、文禄・慶長の役にしろ、これは韓国の方たちに少し遠慮して、テレビドラマ化、映画化してもなかなかあれはドラマにならないですね。実際作品としても、韓国に出兵したので誰かが壮大な小説を書いたのも余り聞かないですね。だから、そこら辺は少し遠慮されて、せっかくあのときの全国の戦国武将がこの名護屋に集結して、日本の歴史としては本当に大きな事業だったんですが、なかなか秀吉の、ただ最後の晩年の一歴史事となって余り表に出ない、こういったことが少し寂しいなと思いました。また、玄海町には有浦氏、値賀氏もありますし、仮屋湾には、前も言いましたけれども、仏崎、網に仏像がひっかかって、それから仏崎になった名前も聞いていますし、日清戦争時の話もあっちの戦利品として戦艦鎮遠とかを仮屋湾に曳航して、東郷平八郎がしばらく仮屋に住んでいて、その住んだところの世話してくれたお嬢さんを気に入って、連れていきたいと言ったらしいですけども、その方は東郷平八郎についていかなかった、そんな話もおやじから聞いたりとかしています。

私が思うのは、唐津・東松浦郡にこれだけいろんな歴史的な軌跡があるのに、何かもったいないなというのを感じて、自分が商工青年部のときに商工青年部新聞をつくったときに、それを題材に少し小説の書き始めをしたんですけど、小説を書くとしてもなかなか難しいですし、短編小説でもいいと思うんですよ。いろんな佐用姫伝説にしろ、実際ありますけれども、そういったのを玄海町近隣の歴史なんかを交えて、またもちろん原子力発電所を交えていいですけども、そういったもので地元の題材を使って、そういった文芸大賞をしたらいなと思って、ちょっと今回提言させてもらいました。

教育長が言われるように、逆にミクロ化、マクロじゃなくてミクロのほうになってしまいますけれども、そういった形で、教育長が言われるのだったら多分余り広くなり過ぎて、せっかくの玄海町、ここら辺の題材がなくなってしまうのではないかなとちょっと私は思うんですよね。もちろん、それはそれでいいですけども、だから、そういった形で何なりと、もちろん童話でもいいと思いますし、紙芝居をつくってもらって、そういった等で賞を与えるということ、とにかく玄海町周辺を題材にした文芸賞をつくってもらったらなと思いま

た。

それについてまたあれですけど、例えば、NHKの「あまちゃん」を書いている宮藤官九郎みたいな人が、近隣に北方謙三がいらっしゃいますが、そういった有名な方たちがこちらを題材にして小説でも書いてもらえば、唐津・東松浦郡ももう少し脚光を浴びるんじゃないかなと思っております。

それと、町長に就任されて、玄海町は以前、芸能人を呼ぶようなイベントもあっておりましたが、財政的な問題、いろいろ考えて今はされておられません。そういった面も含めて、芸能人を呼んだらいいというものではありませんが、そういったこともまた復活してはいいのかなと思いますし、このイベント企画もまた逆にこちらから玄海町をアピールするイベントは考えられませんかという、そういった公募もしていてもいいんじゃないかと思っておりますが、その点についてどんなでしょうか。

**○副議長（渡辺一夫君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

今、脇山伸太郎議員さんから言われて、はたとそうだったかなというふうに思いました。私は個人的には大変ミーハーなので、非常にサイン色紙もたくさん集めておりますし、芸能界は大好きでございますけれども、確かにそう言われれば、余り呼んだことはありません。ただ、そういう意味では、さっきから脇山伸太郎議員がおっしゃっておられるように、映画を題材としたもの、それから音楽を題材としたもの、そういった著名な方を玄海町にお呼びして、いろいろ我々も含めて、子供たちも含めて日本人のすばらしさを再認識していただくようなイベントを今後はもう少し考えていくように努力をさせていただきたいと思っておりますので、そのように御理解をいただきますようお願いいたします。

**○副議長（渡辺一夫君）**

小柳教育長。

**○教育長（小柳 勉君）**

脇山伸太郎議員さんが地域のことをお話をされましたので、その地域性についてのお話をしたいというふうに思います。

先ほど町長さんのほうから答弁がございましたけれども、文学賞に限らず、さまざまな賞がたくさんあります。玄海町が仮にやるとして、後発組になりますので、後発組はどこかで

特色を出さないといけません。その特色は何かというと、やっぱり地域性なんです。玄海町に特化するしか地域性、特殊性は出てきませんし、差別化はできません。私が考える差別化は、映像において差別化をどうするかということですが、ヒントになるのかどうかわかりませんが、一つだけ話をいたします。これはあるアメリカの大学での授業でございますけれども、先生は日本人です。その方は日本史の先生です。日本史をアメリカ人に限らず、そのアメリカの大学の学生に教えていらっしゃいました。その方の宿題は何かといいますと、紙で先生に提出するというのが宿題ではございません。3分の映像をつくって先生に提出するという宿題です。要するに動画でございます。テーマは日本の歴史、中世の歴史をテーマにして、その生徒が自分が興味のあるテーマに基づいて、それを、日本の歴史でございますけど、日本の歴史の一断面を映像で3分間の動画にすると、それを先生に提出するという宿題であります。僕はこれは大変おもしろいなと思いました。今のほとんどのパソコンのWindowsにはムービーメーカーというソフトがついておりますので、学生はそのムービーメーカーを使って動画をつくるわけであります。

先ほどの国際化と映像文化、それから英語、情報化、そして玄海町という差別化ですね、特殊性、そうすると玄海町、もしくは唐津地区の歴史、もしくは風景、何でもいいんですけど、それをテーマにして、そういう映像、先ほども言いましたとおり、音楽があり、ナレーションがあり、ストーリーがありますので、総合芸術でございますけど、そういうのも文芸賞といいいましょうか、文学賞といいいましょうか、映像賞かもわかりませんが、そういう取りかかり方もあるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

**○副議長（渡辺一夫君）**

脇山伸太郎君。

**○4番（脇山伸太郎君）**

きょうの質問は答えが出るような質問じゃなかったもので、取りとめない質問になってしまいました。

最後に、今回一緒に3期間、議員として頑張った副議長、渡辺議員が勇退されますので、感謝を込めて、それから私たちもこの期間の議会最後の一般質問になりました。また、これからも頑張っていきたいと思っております。

今回の私の一般質問をこれで終わります。

○副議長（渡辺一夫君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。

午後 2 時 32 分 散会